

330-4

法學博士河津暹著

本邦
寸及
砂糖
論

東京 隆文館發兌

明治
43. 8. 1
丙寅

小序

我國經濟學は今正に過渡時代にあり。泰西先進國に行はるゝ學說を移して我國の經濟顯象を説明せんとする時期は漸く去つて、我國の經濟顯象を解剖説明せんとする時期は將に來らんとす。故に其の作の良否は暫く之を問はず、我國の經濟顯象を説明せんとするものは識者の一顧を要求するの權利あるものなりと信ず。予輩自ら揣らず、我國重要工業たる燐寸、砂糖の二業を捉つて聊か説明を試みんと欲す。而して最も力を致したる所は、これ等工業の進歩發達の跡と現在に於る狀況を明にするにあり。然れども不幸にして材料甚だ乏しく、特に燐寸に至つては資料となすべきもの殆んどなし。加ふるに淺學寡聞を以てす、其の作の志に副はざるは自ら能く知る所なり、而も之を大方

君子の前に薦むる所以のもの、一は其の叱正を得て更に研究の道を啓くを得ると、一はこの種の研究の益々多からん事を希望すればなり、幸に江湖の教を受くるを得ば、獨り著者の幸福にのみ止まらざるなり。本著の編述につきては、家弟法學士河津益雄の力を藉ると甚だ多し、ここに一言して其勞を謝せざる可らざるなり。

六月二十日夜

著 者 識

目次

本邦燐寸論

目	次
第一章 緒論	一
第二章 燐寸工業の沿革及燐寸の種類	五
第一款 燐寸工業の沿革	五
第二款 燐寸の種類	一〇
第三章 本邦燐寸の市場	一六
第一款 本邦燐寸の生産者と其市場	一六
第二款 海外市場に於ける燐寸の關稅	二七

○第四章 本邦燐寸工業現況……………三二

第一款 伐木業……………三三

第二款 軸木製造業……………四一

第三款 燐寸小函製造業……………四五

○第四款 燐寸外函製造業……………四七

第五款 燐寸製造販賣業……………四九

第五章 清國並に印度に於ける燐寸工業……………五五

第一款 清國に於ける燐寸工業……………五七

第二款 印度に於ける燐寸工業……………六六

○第六章 歐米燐寸工業……………七〇

第七章 本邦燐寸と歐洲燐寸との角逐……………七八

○第八章 本邦燐寸工業の缺點……………九三

第九章 燐寸工場論……………一〇四

第一款 工場の設備……………一〇五

第二款 職工の衛生及其待遇……………一〇七

第十章 燐寸同業組合……………一二四

第十一章 燐寸工業合同論……………一三五

○第十二章 燐寸專賣論……………一四八

第十三章 黃燐々寸工業廢止論……………一五三

第十四章 燐寸工業に就ての政府の保護……………一五九

第十五章 結論……………一六八

附錄(一).....一七二

燐寸輸出年表.....一七二

附錄(二).....一七五

明治四十一年中輸出燐寸統計表.....一七五

附錄(三).....一九五

燐寸製造取締に關する大阪府令.....一九五

本邦砂糖論

第一章 緒論.....一

第二章 砂糖概観.....七

第一款 砂糖の種類.....七

第二款 砂糖の沿革.....二二

第三章 本邦の糖業.....三三

第一款 内地の糖業.....三四

第二款 臺灣の糖業.....五二

第一項 臺灣糖業の保護獎勵.....五四

第二項 臺灣糖業の現況.....六六

第三款 本邦に於ける砂糖の輸出入.....八一

第一項 砂糖の輸入……………八二

第二項 砂糖の輸出……………八六

第四章 本邦糖業政策……………九〇

第五章 外國の糖業……………一二二

第一款 歐洲の糖業……………一二八

第二款 歐米諸國の糖業政策とブリッセル會議……………一二五

第三款 玖馬の糖業……………一四九

第四款 布哇の糖業……………一五三

第六章 瓜哇の糖業……………一五八

第七章 本邦糖業の將來……………一六九

第八章 結論……………一七〇

目次了

本邦燐寸論

本邦燐寸論

法學博士 河 津 暹 著

第一章 緒 論

本邦燐寸工業は其創業以來三十年を経たるに過ぎずと雖其價低廉なるを以て今日に於ては清國全般海峽殖民地より印度方面に互る瀕漠たる市場は獨り我燐寸の跳躍する所にして、毎年の輸出額實に壹千萬圓内外に上り本邦重要輸出品中常に其七八位を占むるに至れり。今四十一年に於ける本邦輸出品を價格の順序によりて排列すれば次の如し。

生絲	九四、八一〇、九八〇 ^円
羽二重	二四、八六一、二三六
銅	一九、五四八、四三四
綿織絲	一九、一六六、一二一
石炭	一六、八五七、四五八
綿布類	一三、三五四、二六八
製茶類	一〇、九一〇、八四六
燐寸	九、四六八、六〇二
熨斗絲屑絲	六、六〇九、九二八
花 蕊	五、一一一、二七五

然れども、手工業が器械工業の爲に破らるゝの趨勢は本邦燐寸工業の上にも亦着々實現せらるゝに至り、印度方面に於いては器械により

て作られたる歐洲燐寸は手工によりて成れる本邦燐寸に代りて漸々勝を占むるの有様にあると共に一方には巨萬の資本を擁せる米國ダイヤモンド燐寸會社の如き遠大の計畫を以て世界の燐寸を一手に供給せんとし著々其企畫の實行に努力しつゝあり。而して一面に清國現代の趨勢として燐寸工業をも自己の手に於て行はんとし本邦より每船燐寸原料たる軸木其他を積取れり、此等の事實を綜合すれば本邦燐寸工業の將來は轉た寒心せずんば非るなり。

而して原材の廉、工賃の安値によりて安値を生命とせる本邦燐寸工業は外には叙上の憂あると共に内には軸木原材たる北海道白楊樹が遠からずして廢滅すべしと傳へらるゝあり、内憂外患交々本邦燐寸工業を壓迫す。

然れども燐寸は其一個の價數厘にして而も吾人は日常絶えず之を

用ふるにより比較的世人の注意を引かず、而も本邦燐寸工業者は現在の有様に甘んじて不完全なる工場を以て前途を顧慮する事なく、互に自己の製産品の賣擴めの爲に相争ひて寧日なく、各種の問題に際會するも冷静に思考せずして之に觸れず、其日其日の生産に追はれ行くのみ、毫も本邦燐寸工業革命の秋の眼前に迫れるを知らざるものに似たり。本邦燐寸工業の爲に三嘆せずんばあらざるなり。吾人はこゝに燐寸工業全般に涉る研究を爲し、然る後本邦燐寸工業に關する當面の諸問題を研究し、以て此革命の機に臨める本業の將に採るべき方針を明かにせんとす。

第二章 燐寸工業の沿革及燐寸の種類

第一款 燐寸工業の沿革

燐寸は今や如何なる山間僻地に於ても之を見る事を得べしと雖、其發明せられたるは輒近の事實にして燧石と鐵片と艾とは我國のみならず文明に誇れる歐米に於ても、亦十八世紀の末迄唯一發火の器具なりしなり。

千八百五年始めて佛國巴里のテナル教授 (Thenard) の助手たるシャンセル (Chance) なるもの強度の硫酸を滲せる石綿を入れたる壺と鹽酸加里及砂糖を尖端に附し硫黄を被らせたる軸木とを發明し、此軸木を右の壺中に入れて化學的變化の爲に火を出す事を發明し、全年又巴里に於て黄燐を以て燐寸と爲す事も發明せられたり。而して摩擦燐

寸の始めて發明せられたるは千八百十六年デロソン (Derosne) が黄燐を以て頭藥とし摩擦によりて發火する事を發明したるを始めとすと傳へらる。

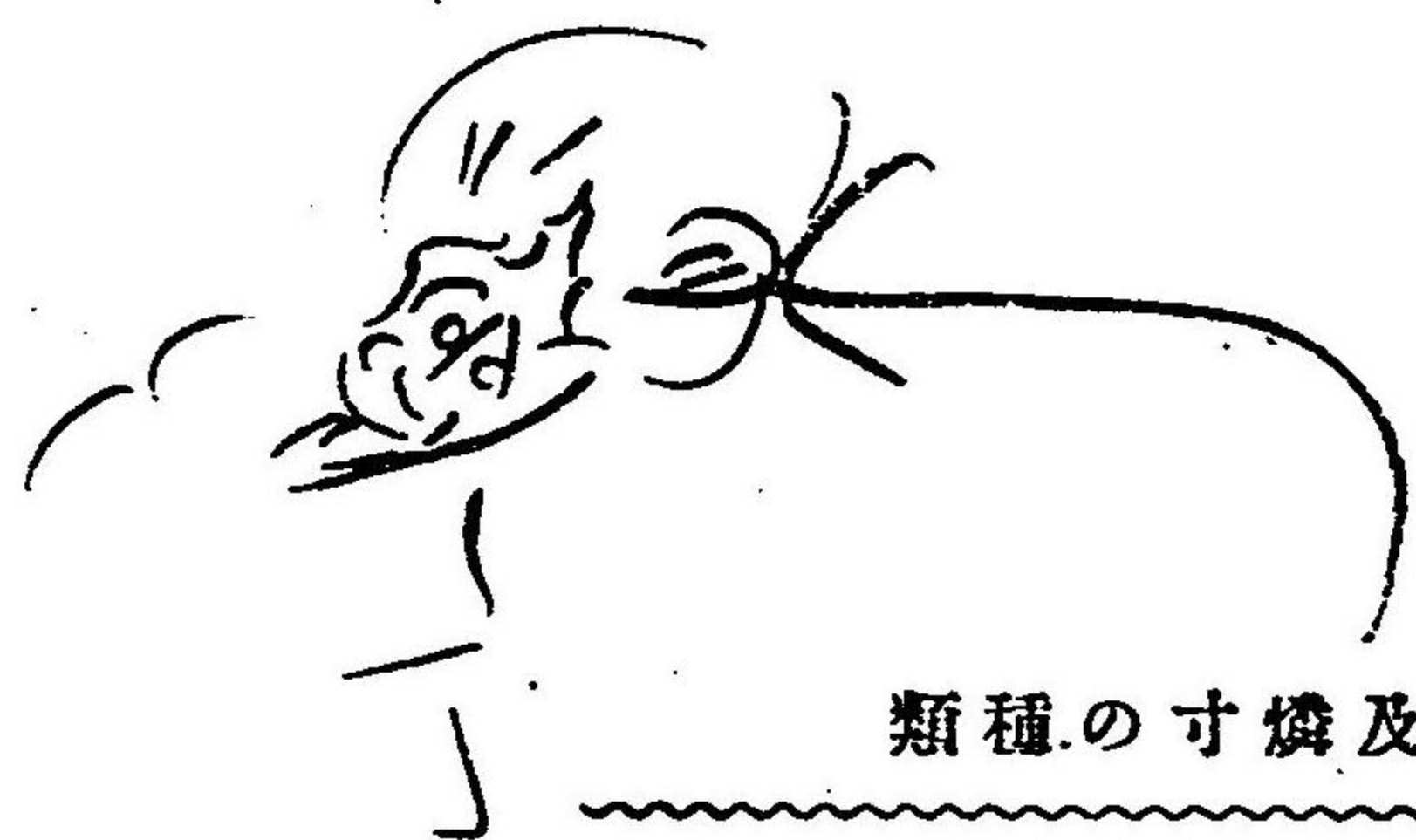
然れども實際の用に供せらるべき摩擦燐寸を作りたるは千八百二十七年英國ストックトン・ラン・テースの藥劑師ジョン・ウァーカー (John Walker) に始まる。即ち硫化アンチモニー、鹽酸加里及護膜を頭藥とし硫黄を被らせたる軸木と硝子紙の二枚合せたるものよりなりたるものにして右軸木を該硝子紙の間に挟入し軽く摩擦して發火せしむるもの即ち是なり。一函に八十二本を收め小賣値段一函壹志なりしと云ふ。

而して今日の如き黄燐々寸の市場に出たるは千八百三十三年にして、同じ年に各國より現はれたるが當時有名なりしものは維那のプレッ

シヘル (Preschel) の發明にして千八百三十三年に工場を設立したり。同時に「ダルムスタット」に於ても「モルドハウエル」 (Moldhauer) の發明あり。かくの如くにして當時埃太利及び南方獨乙は燐寸工業の中心となり。

然れども黄燐を以て燐寸頭藥の主要部分となすは種々の缺點ある所にして、黄燐は甚有毒なると共に此瓦斯を呼吸する職工は先づ齒を侵され、遂に齒骨の腐蝕を招くに至る、是が爲め黄燐を包含せざる燐寸の發明は多くの發明家の頭腦を悩まし、遂に千八百四十五年維那のアントン・フロン・シロッター教授 (Anton von Schötker) が赤燐を發明したるに基き瑞典のランドストロムにて安全燐寸の發明あり。倫敦の燐寸工場ブライアント・アンド・メイ其最初の製造をなしたり。

斯の如くにして安全燐寸の發明あり、今日の燐寸工業は其端緒に就



類種の寸燐及革沿の業工寸燐

前記燐寸工場の發展に就て盡瘁する所あり、時の内務卿大久保利通氏同氏を擧げて専ら燐寸業に従事せしむるに決し、明治九年東京本所柳原に新燐社工場を設立せしめたり。大阪に於ては明治八年小杉又兵衛、小野久兵衛西區榎北通に一工場を起したるもの其魁なりと傳へらる。次で十年神戸に於ても是が製造を試むるに至り漸く發展して十一年には價格貳萬四千圓の輸出を見、爾來静岡、愛知、大阪の各地に燐寸工業の起るあり、十二三年の頃には外國燐寸の輸入を防遏し進んで支那市場に於て他國産のものと競争を試むるに至り遂に今日に於ては年額壹千萬圓の重要輸出品となるに至りしは豈快心の事にあらずや。

明治十一年以來本邦燐寸工業發展の有様は別表に就て是を見るべく其發達の盛んなる一驚に値すべし。

論 業 工 寸 燐

きたるが其後瑞典は軸木原材たる白楊樹に富み且其價廉なりしを以て同國燐寸は漸く勢力を占め、遂に歐米市場は瑞典那威の製品を以て充滿するに至り、明治十年頃には我國にも亦瑞典製品を見るに至る。

本邦に於て燐寸工場の初めて設立せられたるは明治三年(千八百六十九年)横濱在留外人フヲオンによりて企てられたりと傳へらるゝも、邦人の擧は明治八年(千八百七十四年)四月にして加賀の人清水誠によりて初めて呱呱の聲を擧ぐるを得たり。清水氏は佛國工業學校に學び千八百七十三年佛國燐寸官立工場に入り、偶々時の宮内次官吉井友實氏に會して日本に於て燐寸製造に従事する事を決心し翌年歸朝して東京芝三田四國町吉井邸内に燐寸工場を創めたり。當時清水氏は日光に於てドロ樹を産する事を發見し是を軸木として黃燐々寸を製造したるが需要忽ち起る。後氏は職を他に轉じたるも其餘暇常に

第二款 燐寸の種類

現今市場に於て取扱はるゝ燐寸は次の三種に之を區別すべし。

第一 安全燐寸 (Safety matches)

第二 黄燐燐寸 (Phosphorus matches)

第三 硫黄燐寸 (Sulphur matches)

今各種に就き本邦燐寸に基きて是を見れば

第一 安全燐寸

安全燐寸は吾人の日常使用する所のものにして小函の横薬の主要部分たる赤燐 (Amorphous phosphorus) と軸木頭薬の主要部分たる鹽酸加里 (Chlorate of Potash) との摩擦によつて始めて發火するものにして、軸木頭薬として鹽酸加里、硫黄、松脂、酸化鐵、重衣酸、硝子粉、鉛丹、滿俺、及膠を用ひ小函横薬として赤燐、硫化アンチモン、酸化鐵及膠を用ゆ而して

軸木の燃焼を助くる爲めにパラフィン(時に流動を混ず)を軸木尖頭に浸す。軸木は北海道の白楊樹又は北海松若しくは地松を用ひ其角の大小により太軸(七厘角)中軸(六厘角)細軸(五厘角)の三種に別ちその善惡により一等、二等、三等に區分す。

小函は本邦製品は松(北海松又は地松)を用ひ歐洲製品は白楊樹を以て之を作る、小函に種々の形狀あり並形寸、廣六三形四分三形、二分一形、三六形、ボス形を普通の形狀とし並形は普通吾人の用ゆる形にして寸廣は横一分廣く、六三形は横に約一分高さに約二分並形より大なり。二分の一形は煙草廣告に用ゆる小なるもの、三六形は同じく煙草其他の廣告用に於て見る並形の高さ其約半分なるものなり。

かくの如くにして安全燐寸は太軸細軸及中軸に別れ各三等の等級あり、而して輸出向燐寸細軸壹等の値段の標準は寸廣形を以てす。

是が荷造は小函拾個を一包とし是を打包と云ふ、打包百貳拾個即ち小函百打を一本の亞鉛罐に收め六本の亞鉛罐即ち小函六百打を梅製の外函に收めて輸出するを普通とす。但し印度向は小函拾貳個を打包とし打包拾貳個を哥包ゴウスとし五拾哥(六百打)を一本の亞鉛罐に收め外函に入る、是を「哥仕立」と稱す。内地向は亞鉛罐に收めず百打、貳百打、又は參百打を外函に收めて賣買せり。其他六本罐七百貳拾打入(南清向)九本罐九百打入(瓜哇行)六本罐千貳百打入(三分六形用)又は百哥仕立(印度向三分六形用)あれども例外に屬す。

第二 黄燐々寸又はボス燐寸

黄燐々寸は停車場等にて賣捌くを見る所にして、紅又は藍青色の頭藥のものを砂面に摩しパチンと音響を發して發火するものなり(糸軸をバラフィン及ステファリンにて固めたるものを軸とせるはヴェスタス

燐寸或は單にヴェスタス (Vestas) と稱す] 黄燐 (Phosphorus) を頭藥の主成分とし、何れに於て摩擦するも發火するを以て英國に於ては俗に是を Strike anywhere matches (隨所摩擦燐寸) と云ひ我國にても危險燐寸の稱あり。

頭藥には黄燐鹽酸加里、硝子粉、糊粉、松脂、亞鉛華、重衣酸及膠を用ひ、横藥は別に藥品を要せず硝子粉を膠にて附着せしめ、摩擦の用に供す而して軸木の燃焼を助くる爲軸木尖端をバラフィン及松脂中に之を浸す。軸木は北海道産の品を用ひ、小函は松を用ゆるを普通とす。

黄燐々寸の輸出向荷造は二種あり、一は小函拾個を一包とし貳百四拾包即ち小函貳百打を一本の亞鉛罐に收め六本罐即ち千貳百打を梅製の外函に收むるものと、貳百四拾包を罐に收めずして其儘黄色に染めたる函に收め右二個を荒繩にて結び合せて積出すものとあり。後

者は是を黄函仕立と稱し北清又は韓國に輸出せられ仕向地に於て此函を衣裝其他を容るゝの用に供す故に此中には必ず豫め蝶番を入れ置き又は錠前をも收むるものあり。

第三 硫黄燐寸

硫黄燐寸は安全並に黄燐々寸が軸木の燃焼を助くる爲めパラフィンを塗布するに反し軸木尖端に硫黄を被らすものなり。軸木は松又は白楊を用ひ小函は松を用ゆ而して小函形狀に並形及四分三形の二種あり。

頭藥として黄燐鹽酸加里亞鉛華、ローダミン(紅)及膠を用ゆ横藥は黄燐々寸と同じく藥品を用ゆる事なく鐵砂を膠にて附着せしめ摩擦發火の用に供す。

五拾哥ゴロを一本の亞鉛罐に收め外函に收めて輸出する事安全燐寸に

同じく例外として七拾五哥仕立のものあり。

以上三種を以て燐寸の重なるものとす。此外にボス燐寸の一種としてヴェスタス所謂蠟燐寸あり又携帯用として連軸燐寸あり(軸木が一枚の薄片をなし紙にて表紙を附せるもの)其他種々の變態ありと雖是等は少數にして論ずるに足らず。

第三章 本邦燐寸の市場

第一款 本邦燐寸の生産者と其市場

本邦燐寸工業は沿革の章に一言したるが如く創業の翌年には已に貳萬四千圓の輸出を見、其後漸々發展して三十年後の今日に於ては毎年壹千萬圓内外の輸出と約四百萬圓の内地賣、合計毎年壹千四百萬圓以上の生産をなすに至り、工場數約貳百五十拾貳萬四千人の男女工は枚々として本業に従事するの盛況を見るに至れり。

今最近に於ける本業發展の有様を知らんと欲せば請ふ左表を一覽せよ

明治三十五年	製造戸數	職		合計	數量	價格
		男	女			
二四	四、九七	一、〇六	二〇、四二	三六、八八、〇六	八、六八、七	

全 三十九年	全 三十八年	全 三十七年	全 三十六年
二〇	二五	二六	二二
五、四六	五、六八	六、〇七	六、二四
一八、七二	一八、六一	一五、三三	一四、五三
二四、八九	二四、五九	二二、〇三	二〇、八六
六、七三、三七 五〇〇	四、六三、七〇 四、七三、七〇	三、六三、二〇 三、六三、二〇	三、八七、二六 三、八七、二六
一五、五六、九〇	一三、二九、五三	一一、七三、六七	九、八七、五二

即ち三十五年より三十九年に至る五年間に六百九拾萬圓の増加にして平均一年百參拾八萬圓の發展をなしつゝあるを知るべし。

而して本工業の最盛なる地方を兵庫縣製造戸數七十二大阪府全四十七とし、愛知縣是に次ぎ(全三十五)次で静岡縣(全十三)東京府(全十二)を擧ぐる事を得べく、兵庫、大阪を本業の中心とす。是れ蓋し全地方は輸出商人の集まれる所にして輸出の便に富むを以て本業の中心點となりしなり。而して大工場として指を屈すべきものは神戸に於ける日本燐寸製造株式會社、瀧川辨三、良燧合資會社、大阪に於ける井上貞治郎

(公益社)にして其他の工場は是に比して遜色あり。彼等は皆有名なる賣り込みたる商標を所有し、本邦輸出燐寸の半數以上は叙上の四者によりて生産せらるゝなり。
 前述壹千四百萬圓の生産にして海外に輸出せらるゝもの壹千萬圓内外に上る事已述の如し。即ち最近五年間の統計によりて是を見るに實に左の如し。

年	安全燐寸		其		他		合	
	數量(哥)	金額(圓)	數量(哥)	金額(圓)	數量(哥)	金額(圓)	數量(哥)	金額(圓)
明治三十七年	一、八〇、二〇〇	五、五〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	四、五〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	四、五〇、〇〇〇	三、八〇、〇〇〇	一〇、〇〇、〇〇〇
全 三十八年	一、六〇、〇〇〇	五、〇〇、〇〇〇	一、三〇、〇〇〇	四、〇〇、〇〇〇	一、三〇、〇〇〇	四、〇〇、〇〇〇	三、六〇、〇〇〇	九、〇〇、〇〇〇
全 三十九年	一、三〇、〇〇〇	四、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	八、〇〇、〇〇〇
全 四十年	一、七〇、〇〇〇	五、〇〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	四、五〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	四、五〇、〇〇〇	三、七〇、〇〇〇	九、〇〇、〇〇〇
全 四十一年	一、五〇、〇〇〇	四、五〇、〇〇〇	一、三〇、〇〇〇	四、〇〇、〇〇〇	一、三〇、〇〇〇	四、〇〇、〇〇〇	三、一〇、〇〇〇	八、〇〇、〇〇〇

而して是等の燐寸の殆んど總ては阪神兩港より其市場に向つて輸出せらるゝ所にて、全じく最近五年間に於ける右兩港よりの輸出數は次の如し。

年	數	金額
三十七年	一、五一五、二〇〇	九、三六四、六〇〇
三十八年	一、五二七、一八七	九、五〇〇、九七九
三十九年	一、六〇二、二〇三	一〇、七六七、五一四
四十年	一、五〇九、〇六七	九、三九〇、三三二
四十一年	一、四七七、〇七〇	九、〇四三、七六五

而して四十一年中に壹萬圓以上を輸出したる工場を見るに次の如し、以て本邦燐寸製造家の主なるものを知る事を得べし。

九七、六五〇

日本燐寸製造株式會社

而して是等輸出燐寸は韓國より支那一圓馬尼拉海峽殖民地、瓜哇、印度方面に行き又遠く濠洲にも輸出せらる。而して本邦燐寸市場の西端は孟買を限り是を超て遠く歐洲に至る事能はず如何に本邦燐寸が安値なりとは云へ孟買以西に至るに於ては運賃の爲高値となり歐洲製品と競争する事能はざるを以てなり。是と同様に歐洲製品も亦孟

- 五〇、四五九 井上貞治郎(公益社)
- 四四、五二三 瀧川辨三
- 四三、七八九 良燧合資會社
- 一六、八四八 秦 銀兵衛
- 一二、四七五 日本紙軸製造合資會社
- 一二、三一〇 鷲尾長三
- 一〇、一六四 増本藤次郎

買を超えて東に進む事能ず是より以東に於ては安値の日本燐寸に敵する事能はざればなり。故に孟買を以て歐洲燐寸と日本燐寸との分水點となす事を得べし。而して是等本邦燐寸の勢力範圍にある市場を見んが爲めに、阪神兩港よりの輸出燐寸の仕向地の主なるものを見るに次の如し。

仕向地	四十一年	四十年	三十九年
香港	一五六、八一二 ^西	一六〇、〇二五 ^西	二〇八、五一六 ^西
上海	五七、〇四一	五七、二八七	一〇〇、二〇七
新嘉坡	五〇、六九一	七一、七七三	七五、八〇八
天津	四一、七八六	四五、六六三	三八、六六七
青島	二九、七九二	二五、五八二	二三、三二〇
芝罘	一九、五七七	一八、六一四	一九、九四七
甲谷他	一九、三四一	二五、一一七	一九、七〇三

孟 買	一八、二九八	二五、三七三	三二、七三一
錫 江	一八、一八六	一九、〇六六	二四、一二六
韓 國	一六、四八三	一六、五〇〇	一四、三六四
其他諸國	四九、〇五六	四四、〇七七	四四、八〇四
合 計	四七七、〇七〇	五〇九、〇六七	六〇二、二〇三

即ち香港が本邦燐寸の最大市場なるを知るべく、同地は南清行燐寸の集る所なり、是に次て上海、新嘉坡あり、而して北清に於ける大市場を天津となす、故に南清より印度方面に向ふ汽船は毎船燐寸を滿載して出帆し、北清航路にありては其初航、終航、白河、遼河、鴨綠江、十二月より翌年二月下旬迄結氷するにより、此間天津、牛莊、安東縣行航路を休止し、十一月中旬終航船を出し、二月下旬初航船を出すには争て燐寸を積出すにより、毎年同期には臨時船數隻の航海ありて頗る盛なり。

而して是等各港に仕向けられたる燐寸は同港周圍の地方に送られ各地に分布する所なるが其取扱は主として輸出清商の手によりて行はれ、彼等は隨所自己取扱の燐寸を賣擴めんが爲に多大の犠牲を拂ひて競争を持續し、殊に大市場に於て然るを見る、今其大市場を扱て少しく詳細に是を觀察せんとす。

一、上海 同地毎月の需要高五千五百函、同地附近より長江沿岸の市場に送らる。同市場の名牌として擧ぐべきは安全燐寸に於て双面狗、壁虎、蟠龍、釣魚、双童、太軸、同細軸、老狗、太軸にして何れも毎月壹百函前後の輸入あり。黃燐々寸に於ては福壽喜、恭喜、月兔、双喜、月琴、得寶にして毎月の輸入高壹百函より貳百函に至る。

二、香港 香港は本邦燐寸の大市場にして毎年約拾五六萬函の輸入あり、同地附近は勿論廈門、廣東、福州等南清各市場の中心となる。此に

商標

論 業 工 寸 燐

於てか同地に於ける各牌間の競争は誠に凄じきものあり。互に鎗を削りて相闘ひ寸時の隙も是ある事なし。即ち怡和號は瀧川及良燧社の製品を、利益號は公益社の製品を、同孚泰號及三井洋行(三井物産株式會社)は日本燐寸製造會社の製品を以て各自其商標の賣込に勉め、怡和號の花籃、射鹿、龍門、麒麟、利益號の舞龍、舞獅、双麒麟、同孚泰號の中興、觀天、福鹿、三井洋行の月琴、觀月等各牌間の競争盛なり。他の市場に於ては其競争を香港に比すれば比較的激甚ならざるが如し。香港を中心とせる南清市場及其南には黃燐々寸の輸出を見ず。

而して香港より轉送せらるゝ市場の大なるものは廈門にして同地毎月の輸入高約壹千函、月琴、中興、月兔、歡天、喜地、馬猴、月鴨を重なるものとし、就中月琴、月兔、中興を有名なりとす。

三、新嘉坡 新嘉坡は縮甸、瓜哇、馬來半島、其他附近地方の中心市場に

本 邦 燐 寸 の 市 場

して最近三年間の同地燐寸集散の有様は次表の如し。

輸 入		輸 出	
日 本	一九〇六年 六六、六七二	日 本	一九〇六年 七六、二一九
香 港	一九〇七年 七一、四一〇	香 港	一九〇七年 七六、二一九
瑞 典	一九〇八年 四七、四四八	瑞 典	一九〇八年 七三、〇三二
瑞典以外の 歐洲	二、二六七	瑞典以外の 歐洲	一、二二七
其 他	一、二六〇	其 他	九一四
合 計	一九〇六年 六八、三三二	合 計	一九〇六年 一六〇、六〇〇
	一九〇七年 六八、三四二		一九〇七年 一六〇、六〇〇
	一九〇八年 四五、三三八		一九〇八年 一六〇、六〇〇

右輸入と輸出との差は新嘉坡及其附近に於ける直接消費高にして輸

入に就て見るが如く新嘉坡に於ては已に瑞典燐寸の輸入あるを見る。而して右三年間の平均を見るに一ヶ年六萬八千餘函一ヶ月五千七百餘函の需要あるを知らん。

而して新嘉坡集燐寸の約半數は蘭貢に送られ縮甸、雲南、西暹羅は蘭貢を以て中心市場となす、而して同地方に於ける本邦名牌をベスト、麒麟、猿龍門獅子等となす。

四、天津、同地は北清に於ける大市場にして壹ヶ年約四萬三千五百函の需要あり、同地行燐寸は遠く内地に入り遙かに蒙古に及ぶ。北清一帯は黃燐々寸の市場なるを以て天津に入る、本邦燐寸は黃燐々寸に限られ吾發財印を以て最名牌となす。

五、青島、同地亦黃燐々寸の大市場にして毎月の需要高約參千函、海螺、江螺、蛛蜘蛛、龜牌、得寶を名牌とす。



而して孟買及瓜哇に於ては本邦燐寸は瑞典、奧太利其他の歐洲燐寸と相接觸して交錯する地點なるが、本邦燐寸の粗製及其取引方法の不規律なるが爲に漸く歐洲燐寸の爲に其市場を奪はれ、歐洲燐寸の同地方に於て年々増加するに反し本邦燐寸は漸次減少しつつあり。是に就ては後に詳細なる研究をなさんとする所なり。

第二款 海外市場に於ける燐寸の關稅

前述輸出燐寸が海外市場に於て課せらるゝ關稅は土地によりて其方法を異にし是に一瞥を與ふるは無用の業に非ずと信ず。

本邦燐寸が海外市場に於て課せらるゝ關稅の課稅方法は是を次の四に區別する事を得べし。

一、從價

二、函の形状に據るもの、
 三、重量によるもの、
 四、入日本數に基くもの、
 第一、從價税 孟買に於ては市價百分の三半を課す。
 此に研究して興味あるものは次の三者にして、此三者は段階的に漸次其法を酷にするものなり。

第二、函の形状に據りて課税するもの 清國に於ける課税方法は次の如し、

安全燐寸

一函 二吋半×一吋半×四分三吋 五十哥に付海關兩〇、六三
 黃燐々寸

一函 二吋×一吋八分三×八分五吋 百哥に付海關兩〇、九三

寸法是を超過するものは從價百分の五

第三、重量によりて課税するもの 前記の方法によりて満足せざるものは重量に基きて課税す。馬尼拉は此方法をとる所にして

重量一キログラムに付邦貨四拾錢

安全細軸燐寸一函の重量は九十キロあるにより結局安全細軸燐寸は一函に付參拾六圓の重税を課せらるゝ事となり此上に每函貳拾圓の消費税を負担せざるべからず。

第四、入日本數によりて課税するもの重量によりて課税せらるゝ時は量目の減少を計り是が負擔を軽減し得べきにより、燐寸一小函中の入日本數によりて課税するものあり。是を燐寸關稅中最嚴酷なるものとす。瓜哇は此方法をとる、即ち

六本罐入 軸木入目七十九本以下一函に付三六三〇、軸木入目

七十九本以上は五本を増す毎に貳留比五仙を支拂ふ事を要す。
九本鑑入は前記の割合による。

即ち普通細軸ものは軸木百本位包容すべきにより一函軸木九十五本乃至九十九本として四六、三〇留比を支拂ふ事となる。而して輸入申告書記載の入目と検査の結果異なる時は罰金を科せらる。

従量税を原則とすれども寧ろ重量と本数と合併し之に基きて課税するものを西貢となす。蓋し佛國に於ては燐寸は一會社の專賣權を有するにより輸入燐寸に對し嚴峻にして寧ろ禁止的課税を爲す、即ち次の如し。

輸入税	軸木百キロ	十二法	四、六一六
	空函百キロ	四十五法	一七、三〇八
統計費	一函ニ付	二十サシム	〇、〇三八

手 間 費

一三、〇〇〇

検 査 費

〇、〇三五

印紙貼付費、打包一個に付

〇、〇一〇

打包一個ニ付(入目七十本)
七十本以上倍額

即ち軸木並に函の重量によりて課税し猶内容に付て小函の入目を検査し一々是に印紙を貼付するなり。

第四章 本邦燐寸工業現況

我國に於て燐寸工業は單一のものによりて爲さるゝに非ずして分業によりて始めて是をなす。即ち所謂燐寸業者は軸木製造より燐寸完成迄通じて之を爲すに非ずして已成軸木を買入れ是に頭薬を附し又已成小函を購入して是に横薬を塗り前記線香軸木に頭薬を附せるものを當業者は線香と稱すを詰め荷造するものなり。即ち本邦燐寸工業を仕事の順序によりて排列すれば次の如し。

- 第一 伐木業
- 第二 軸木製造業
- 第三 燐寸小函製造業
- 第四 燐寸外函製造業

第五 燐寸製造販賣業

大工場にあつては伐木製軸より燐寸製造迄一手に之をなすものあれども普通は各分業にて之を爲す。今各業に涉りて其現況を一見せんとす。

第一款 伐木業

燐寸軸木の原材は(一)ドロ樹(白楊樹)(二)楓樹(赤楊樹)及(三)松是なり。ドロ樹は安全燐寸軸木に楢は黄燐々寸軸木に松は安全燐寸太軸及燐寸小函に用ゐらる。

第一泥(白楊樹)又はドロ樹 是れ經木眞田に用ゐらるゝ木材にして主として北海道に産し北見山脈とオコック海沿岸の間に横たはる一地带より其供給を受く。其他の地方には之を産する事僅少なり。ド

ロは白色優美にして火の燃え付き可良にして且柔かなるを以て燐寸軸木として他に類を見ず本邦燐寸の軸木は殆んど總て該樹によりて之を作り燐寸工業上最貴重なる樹木なり。然るにドロ樹は近時其減少を訴へ數年前より其の命脈は數年にして盡きんとすとの評ある所なり。若しドロ樹にして是を得る事能はざらんか安全燐寸界に大恐慌を生ずる事知るべくドロ樹に關する研究は目下の急務なり。

或報告によるに北海道に於けるドロ樹の段別は次の如し。

優等ドロのみ生茂せる地 一〇町

普通ドロのみ生茂せる地 二六、三九〇

ドロ及雜木混生 七二、一九四

ドロ若木(再生) 五、八五四

ドロ若木及雜木混生 五、四〇〇

今其分布を見るに

計

ドロ若木、老木及雜木混生

九、五〇〇
一一九、三四八

地名	古木ドロ樹	ドロ樹	他ドロ樹 樹木其	小若木ドロ	小ドロ樹 其他樹木	ドロ、若ドロ 並ニ其他樹木
渡島			二、五〇〇町			
後志			一一〇			
日高			二、五五五			
石狩	一〇		九、四五〇	五		
十勝		二、七〇〇	一〇、二三六	二、一五〇		
釧路		二二、七七七		七二四		
根室			三五	一七〇		
北見		一、九一三	四五、五四一	二、八〇五	五、四〇〇	九、五〇〇

今日室蘭及釧路線の綿泥(太軸用)神戸渡一才(一寸角長さ十二尺)三錢五厘、北見の白楊樹細軸用(全じく四錢五厘見當にして軸木壹千把に付き百三十六才乃至百四十才を要す。)

第二、樞は全じく其將來の供給に就て悲觀するものありと雖も、北海道に於ける全樹は其數多くして是亦近き將來に於て斷絶すべくもあらず。

樞は其殖林を行ふには二十ヶ年を要すと云ふ。

該樹は燃燒力可なりと雖、其色澤純白ならず且折れ易きを以て安全燐寸軸木となすべきにあらず。

第三、松は軸木に用ゐらるゝの外、燐寸小函に用ゐられ、其の優秀なるものを北海道産の松即ち北海松(或は蝦夷松)なりとす。

北海道に於ける蝦夷松は甚豊富にして全道到る所に之を見るべく

北海道伐木は殆んど松を以て其主要なるものとす。就中旭川の東部には十萬町歩の松林あり、日高山脈亦松材に富む。石狩川は是等の大松林中を貫通せるを以て伐木せられたる材木は此河を利用し又鐵道の便あるものは是に據り、旭川又は小樽に送られ、全地にて製材せられ、或は材木の儘内地に廻送せらるゝものとす。目下盛に伐採せらるゝは前記石狩川流域並に天鹽川流域なり。

根室地方の松は何れも數百年を経たる大木にして高さ百七十尺以上二百尺に達し該地方よりも無限の供給をなし得べし。但猶未だ根室地方には是等の松材を運搬するの便宜を缺くを以て早晩其設備調ふに於ては此地方よりも盛んに其搬出を見るなるべし。蓋し北海道に於ては先づ交通の便ある地方より伐採し、然る後不便の地に及ぼすを以て順序とするを以て今日に於ては未だ根室地方の松材を伐採せ

ざるなり。

今北海道に於ける伐木方法に就て是を見るに全地の山林は私有地の外、國有林、御料林及殖民地の三に別れ前二者にありて立樹の儘拂下を爲す。殖民地に於ては開墾の目的を以て土地を與へられ其材木を伐採するなり。而して材木は伐期の制あり立者の眼の高さに於て中心より一寸五分の半徑に成長せるを一期とし三期に到りて始て伐採を許可せり。而して北海松は尺メ(一尺平方長さ十二尺)三錢五厘乃至六錢五厘にて拂下を受くるものとす。而して神戸にて松は一才二錢五厘位に値するにより、伐木搬出すれば五倍位の値段となるを見るべし、是れ即ち山より運搬するに費用を要すればなり、現今北海道に於ける伐木業者は總計五十を以て數ふべしと云ふ。

松材は本土に於ては青森附近を有名とし奥州松の稱あり、近畿に於

ては廣島松を以て可なりとす。

松は其質粗なると共に堅きを以て軸木として細軸となす事を得ず唯下等なる太軸となすべし。故に燐寸用として松の最需要あるは小函製造の爲にして就中北海松は木目細かにして美麗なるを以て是を優等品とす。

第二款 軸木製造業

軸木製造業は北海道に於て製軸するものあり、内地に於て製軸するものあり。製軸業者も軸木製造と其問屋とを兼ねるものあり。而して自から製軸せずして單に問屋たるに止まるものもあり。

前述の如く燐寸製造業者は製軸業者より軸木を購ふを普通とすと雖、大工場は自からも亦軸木工場を所有す。即瀧川及良燧社は日本燐

寸軸木會社と連絡し北見釧路、網走、紋別に工場あり。日本燐寸會社は十勝本別、北見野付、牛湧別に、井上貞治郎は天鹽土別、十勝都富貴、信取、北見興部村に製軸工場を有す。

軸木製造業者として有名なるものは柴田友藏(北見湧別)を第一とし、草野釧路是に次ぐ、猶陸奥青森にも有名なるものあり。神戸にて製軸するものを地製屋と云ひ、其製造に係るものを地製軸木と稱し、以て北海道産の軸木(北海軸)と是を別つ。

軸木製造は白楊樹に就て是を見るに先づ一丈又は七尺の長さある原料を職工二人、鋸にて是を八寸五分の厚さに挽き切るを傍の一人受けて刃物にて忽ちに其外皮を削ぐ。是を薄板製造機に掛けて刃物の下に廻轉せしむれば即ち巾一寸七分厚さ六厘(乃至八厘)の薄板五列に飽り出さる。此器械の前には數人の女工あり、右の薄板帯を取りて一

等品、二等品、三等品に分ちて是を重ねるなり。此に軸木刻器械あり、右の帯板約三十枚を取りて是に挟めば横に送り出ると共に、上より非常の速度を以て上下する刃の爲に忽ち軸木に刻み出さるゝを見るべし。是を乾燥器にて(又は廣き空地に擴げて)乾燥せしめ、少女の手によりて把に束ねらるれば則ち男工是を俵に詰め、包装即ち成る。斯くの如くに刻まれたる軸木は次の種類に區別せらる。

- 一等 白色光澤あつて角揃へるもの
 - 白楊 二等 三等と一等との間
 - 三等 黒みを帯び角不揃なるもの
- 安全燐寸用

二等品には刻み込みと稱し、一、二、三等を區別せず全體に刻みて善惡混合したるものあり。

白軸 刻み込み

黄燐々寸用

松

安全並に硫黄燐寸用

而して楡松は形状一定すれども白楊軸は猶形状によりて次の三に分つ。

太軸	徑七厘
中軸	徑六厘
細軸	徑五厘

而して長さは小函の形状によりて長短あるも並形は一寸八分なり。軸木は一把の直徑何寸何分と云ひて其取引を爲し一束の本數を云々せず。

一、千把を以て値段の建とし而して俵數に關係せず。

一、俵の入目は一定せずして次に示すが如く區々たり。

安全燐寸用

北海軸	五四〇把、五〇〇把、四八〇把、四五〇把、四〇〇把、
地製	四〇〇把、

黄燐々寸用

北海軸	七二〇把、六八〇把
地製	五〇〇把、

斯の如く軸木業者は燐寸製造業者と別個なるを以て燐寸製造の緩急を考へず製出するを以て需要供給の平衡を常に失し其相場の變動甚し。北海道は冬期に木材を切り出すを以て其出廻り時期は四月解氷時より始まるを例とせり。

第三款 燐寸小函製造業

燐寸小函も亦燐寸製造業者自ら是を製造せず別に燐寸小函製造業

者ありて是を製造し、是を燐寸業者に賣渡すを普通とす。

燐寸小函は北海松又は地松及檜にて是を作り、松小函は安全燐寸、黄燐々寸、硫黄燐寸用にして、檜は黄燐々寸用に限りたり。

今簡単に其製造方法を見るに、原材長さ一丈四尺あるものより、角材の一は四寸五分幅のもの、一は七寸幅のものを作るを始めとし、前者は側函となり、後者は引出函の枠となる、而して角材としたる餘片にて引出の底を作る。右角材は之を鉋にて突き出して薄板となし、筋付器械にて溝を附し、後是を適當の幅に切斷し、是が百枚を束ねて其業を了る、右木地は紙と共に市内の貧民に内職として出し、貼て函を作らしむるなり。

大阪にては燐寸小函商は木地を製造せず、別に是を作る者より買入れ、函貼に出すを普通とし、即木地製造と函貼の中間に立つを例とす。

燐寸小函の品位は北海松を上とし、側函の木地百枚を束ねたる厚さにより何寸何分の函と稱し、厚さものを優等となす。而して厚さものは二寸四分より薄さものは一寸三分に至ると雖前述の如く手によりて鉋にて突き出すより是以上の厚さものを望む事能はず、是れ本邦燐寸の小函歐洲製に比して堅牢ならずとせらるゝ所以なり。

燐寸小函は壹萬個を以て建値として取引す。

第四款 燐寸外函製造業

燐寸外函は同じく燐寸業者によりて作られざるを普通とし、別に其製造業者あり。神戸の如き燐寸工業の中心に於ては専ら燐寸外函のみを製造する燐寸外函業者ありと雖、大阪は一般雜貨の輸出地たるの故を以て各種の函を製造する荒箱業者あり、燐寸小函亦是等の手によ

りて供給せらるゝを普通とす。燐寸函製造業者又は荒函業者は板材を材木商より受けて其製造に従事するも時として材木商を兼ねるものあり。今其製造を一瞥するに左の如し。

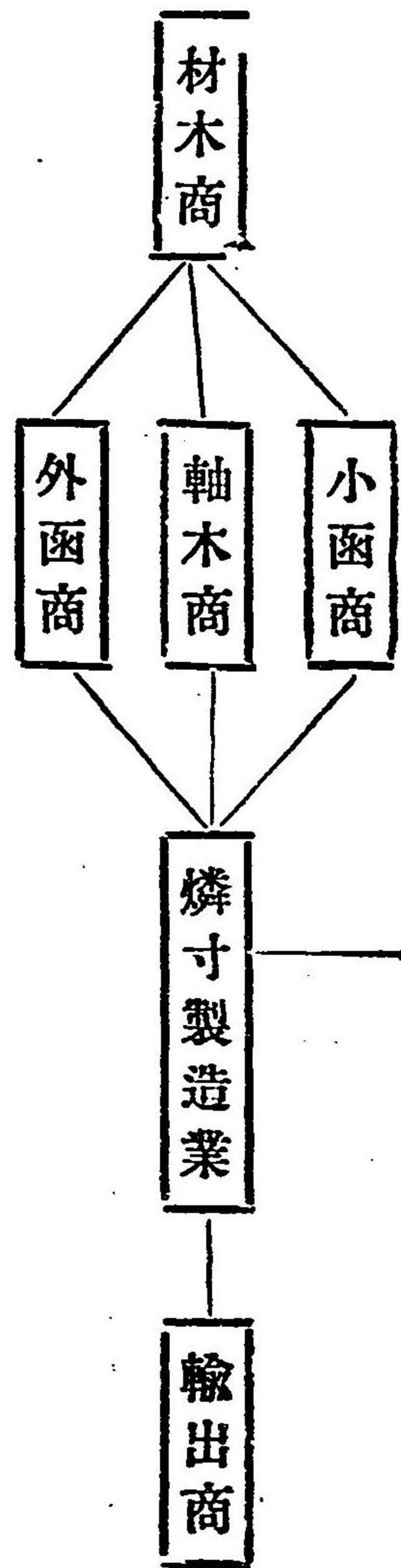
燐寸函は總て梅を以て作る。北海松は色白く美麗なりと雖木質軽くして釘の固定に便ならざるを以て是を用ゆる事能はず。而して右板材は阪神にては紀州阿波土佐より出るを用ひ長さ約七尺厚さ八分正味六分を普通となす。是れ蓋し一枚の板を二つ切として製造し得る寸法なり。右數枚を職人に交附し該職人は先づ木取をなして是を切斷し鉋を掛け則ち函に組立つるなり。他の製造業の如く其業を分たず専ら一人の手によりて是を完成せしめ、一個幾何として工賃を支拂ふを例とす。

第五款 燐寸製造業

前述の如く本邦に於ける燐寸業者は軸木商小函商と燐寸輸出版賣業者との中間に立てる一地位を保つに過ぎず、始めより終まで同一の手によりて是を爲すに非るなり。かくの如く本邦燐寸工業の中心たる燐寸製造業者が一面に軸木、小函商より一面に販賣業者より壓迫を受くるに於ては秩序ある本業は之を望み得べきにあらず。而して其間各自が其利益に専らなるの結果高價なる燐寸を製造しつゝあるは明かなり。

今本邦燐寸業者の地位を明瞭ならしむる爲め是を圖示すれば次の如し。

原料商



而して其製造方法を見るに全く手工に據ると稱する事を得べく其不完全なる識るべきなり。今暫く其製造方法に就て語らしめよ。

一、軸木の排列 燐寸工場によりては先づ軸木を漂白するものあり、然る後右軸木を整へて是を獨乙器械と稱する軸木排列機に掛け木製の枠に是を植うるを以て第一の段階とす。以下器械によることなく男女職工の手により其製造を完了するなり。軸木排列機を動かす職工を器械職工と稱す。

二、軸木尖頭の燃焼とパラフィンの塗布 如斯枠に植ゑられたる軸

木は小車上に乗せられて他の職工の手に移り熱せられたる鐵板上を通過せしめられ尖端を焼かれたる後右鐵板の一端にある溶解したるパラフィン液(パラフィン)のみにては高價なる爲時に安全燐寸にありては流動を混ざる事あり、黄燐々寸にありては松脂を混ざるを例とす(中に尖端を浸さる。パラフィン塗布は軸木に火を導くが爲なり。硫黄燐寸に於てはパラフィンを用ひず溶解せる硫黄液中に浸さるゝを以て硫黄燐寸の名あり。

三、頭藥塗布 パラフィンを附けられたる軸木は猶枠のまゝ以前の小車にて頭藥盆に送られ職工は是を受けて頭藥中に尖端を浸し頭藥を附するなり。是より先き技師は藥品を調合し職工是を煉りて右の盆上に用意す。

四、軸木乾燥 頭藥を附せられたる軸木は安全燐寸にありては先づ

晴天の日は外庭に於て乾燥せしめ、後之を室むろ即ち乾燥室に送つてこれを乾燥せしむ、外庭に於ける乾燥を「水切り」と稱し大體の乾燥を與ふるなり。黄燐及硫黄燐寸にありては黄燐の散逸するを避くる爲め必ず室中にて乾燥し、何れの室にも暖爐ありて其温度を加減す。

五、函詰 乾燥したる燐寸は女工の手により又は枠外し器械によりて枠より外され、盆中に列せらる。然る後是れを函詰場に送るなり。函詰場に於ては多數の女工は非常なる速度を以て右軸木を小函中にもみ込み、入目本數は單に手加減によりて定めらるゝなり。

黄燐並に硫黄燐寸は卷レ、テル即ち商標を印刷せる紙を以て小函を貼れるにより唯是に横藥を附して函詰に廻すべしと雖、安全燐寸にあつては別に商標を貼付するの要あるを以て別に商標貼女工ありて専ら此職に従事せり。

六、横藥塗布及包裝 安全燐寸は軸木を小函に詰めたる後是を横藥塗女工の手に送り横藥を塗布し是が乾燥を待ちて包裝場に送る、同所の女工は敏捷に其拾個或は拾貳個を打ウツ包となし打貼ウツ打包の上に貼る商標をなし男工の手に渡せば即ち是が荷造成り、完全なる商品となる。(黄燐々寸及硫黄燐寸にありては函詰に廻す前に小函の横藥を塗る)。

以上は即ち本邦燐寸工業の今日行はれつゝある順序を一見したる所なるが本邦燐寸工業は軸木製造に於て器械を用ゆるのみ、其他は簡單なる器械に俟つの外總て手工によりて作業せられつゝあるを知るべし。而かも本工業の分業は不統一、不調和を招き且其製造方法は手工によるを以て曾て本邦燐寸工業を視察したる一外人は叫んで曰く「日本燐寸工業は既往三十年の期間を經過せるに拘らず其經營甚だ拙

にして其進歩の程度世界未だ其比を見ずと。

第五章 清國並に印度に於ける燐寸工業

清國は本邦燐寸独占の市場なる事前述の如し。然るに清國現時の趨勢として利権回収は其主義となると共に是迄輸入に仰げる各種の工業を其手に收めん事を期待するに至れり。故に曾て排米貨同盟のありたる當時は唯に敵愾心の發動に止り單に米貨を購はず以て米國に打撃を與へんとするの理由に止まりしと雖、辰丸事件より延て起れる排日貨同盟は單に排貨に止まらず其根底に於て此機を利用し排斥せる貨物は清國自ら是を生産せんとする觀念を含めるを以て單純に時の経過に委ね其熱の冷却するを待つは即ち誤てり。辰丸事件による排日貨同盟の爲には清國に輸出せる本邦品は殆んど總て其打撃を被りたる所なるが幸にも清國が一手に本邦より供給を仰げる石炭及

燐寸には其影響少なかりしと雖、此際燐寸に就ても根本より排貨を行はんとし激を飛ばして燐寸會社設立を計りたるものあり。而して已に清國に於ては各所に燐寸工場の現存するあり、此氣運に際して彼等の發展するあらば實に吾人の恐るべき勁敵たるや明かなり。故に清國に於ける燐寸工業は吾人の將に研究せざるべからざる當面の問題なり。

斯の如く清國の覺醒せると全時に、前一言せる如く印度方面に於ては本邦燐寸は漸々歐洲燐寸の爲に市場を奪はれつゝあるを以て、此上印度に於て燐寸工業の發展するあらば、是亦本邦燐寸工業に取りて勇々敷問題と云はざるべからず。

故に歐米に於ける燐寸工業の研究に先だち本章に於て先づ清國並に印度に於ける燐寸工業の現況を一瞥せんと欲す。

第一欸 清國に於ける燐寸工業

清國に於ける燐寸工業は現在に於ては甚幼稚にして吾人の敵に非ず。況んや其原料たる軸木、小函等は其供給を本邦に仰ぐに於てをや。而して清國に於ては前述の如く歐米燐寸は高値にして其需要に適應するが故に現在の狀態に於ては清國は本邦燐寸の獨り舞臺たり。故に本邦燐寸業者は清國を以て本邦燐寸の獨占市場となし清國燐寸工業に就て別に顧慮する所なしと雖、其將來は唯に樂觀して是に臨むべきに非ず。

清國に於ける燐寸工業現況に就て吾人の知り得たる所は次の如し。

第一 北清(北京を含む)

北清に於ては長春に於ける日清燐寸株式會社の一工場あるのみ其

他に燐寸工場なし。

日清燐寸株式會社は資本金三拾萬圓を以て是を組織し廣島に本店あり。廣島の燐寸業者高坂萬兵衛と相呼應して北清に於て活躍しつつあり。長春工場は黃燐々寸を製造し一日貳百打入參拾函即大函千貳百打入に換算して五函に當る。原料を本邦に仰ぎ土人を用ゐて本業に従事せしめつゝあり、近時其製品甚良好にして本邦に於て成れるものに比し遜色を見ず。而して滿洲に於ては白楊樹多く又楸に酷似し色白くして軸木に最適當なる椴木と稱する樹木繁茂すと云ふにより、全地方に於ける軸木原材は甚豊富にして其將來の發展期すべしと云へり。

天津に於ける工業學校は安全燐寸を製して是を販賣せるが安値の爲め相當の需要あり。

北京に於ては工藝館に於てボス燐寸丹鳳印を製造し、全地に於ける需要多しと云ふ。

第二 上海地方

上海には發昌、祥森の二燐寸製造所あり。祥森は資本金拾萬兩の株式會社にして金鷄、双蛙等の安全燐寸を製出し、漸々業務の發展を來したるが昨春用藥爆發の爲め大損害を破りて事業を中止し、今に作業せず。發昌亦目下作業せざるを以て現在に於ては上海に於て作業せる工場是なし。

第三 漢口地方

漢口に於ける發昌公司是清國に於ける燐寸製造所中最有名にして且最大なるものなるが右は光緒二十三年(明治三十年)八月資本金參拾萬圓を以て設立せられ、硫黃燐寸を製造す。其後全公司是漸々發展し

て遂に湖南、河南に於ては日本燐寸を驅逐し全地方を其獨占の下に置くに至れり。

其社員四百五十人使用職工平均千五百人乃至二千人なりと云ふ。一日百四十函を生産し(百グロス及五十グロス)毎年五萬函一函の卸値段平均十二兩と見て毎年六拾萬兩を製造す。其製造方法に於ては本邦に於けるものと殆んど全様に總て手工より成り唯軸木の二本分の長さあるものゝ兩端に頭藥を附し後是を中央より切斷するを以て異なれりとす。而して小函六拾函を包紙に包み其二百四十個を外函に入れて荷造す。

商標印刷は工場内に印刷機を据ゑて是を行ひ、小函貼りは工場外貧民の内職に俟つ事本邦に同じ。其製造原料は供給を殆んど外國に仰ぎ軸木は主として本邦産を用ひ又湖南、江西より來る。函木地及硫黃

は専ら本邦より是を輸入し硝子粉、燐、張紙及包紙は主として英國より之を輸入す。

燐昌公司は其硫黃燐寸と共に神戸日進社の製造に拘る安全燐寸を取扱ふ、其各商標の明細次の如し。

商標	荷造	軸木入目	一函の代價	一小盒代價
單獅	硫黃百グロス	平均六十本	十兩	三文
雙獅	全五十グロス	八十五本	十二兩五匁	四文
三獅	全上	八十本	十兩六匁	四文
象獅	全上	七十二本	十一兩	四文
三獅	全上	七十九本	十兩六匁	三文
雙獅	安全五十グロス	百十本	十六兩	四文

而して清國各港に於ける明治三十八年に於ける燐寸原料消費高を

比較するに漢口其第一位にあるを見て燐昌公司の大なる事を知り得べし。

漢口	一五五、九〇八 _兩
上海	五九、八四九
廣東	四一、八一〇
重慶	四〇、三五三
福州	一一、二六六
九江	一、三七三

其他漢口地方に於ける燐寸工場は左の如し

九江 一ヶ所

長沙 一ヶ所

第四 重慶

重慶に於ては明治二十二年時の駐日清國公使黎庶昌氏其郷人を勸誘して聚昌公司と稱する燐寸工場を起したるが是れ清國に於ける燐寸製造の嚆矢なり。次て重慶に森昌公司の設立を見結局重慶に於ては二ヶ所の燐寸工場の現在するを見る。

而して重慶及長沙に於ては軸木は本邦輸入品に俟つ事ありと雖主として土産の松を用ゆと云ふ。

猶陝西山西の内地に入れば白楊に類する樹木ありと稱せらる。

第五 福州

福州には會てグレイグ商會の支配人同志と共に耀明公司と稱する燐寸製造所を設立したるも倒れ是を受けてドッドウェル商會の支配人ジエモス、福建火柴廠を起せしが其の製品本邦製劣等品にも及ばず濕潤の候は殆んど使用に堪へざるものなりしを以て操業一年にして明

治三十七年初夏缺損四萬余弗を算して閉業するに至れり。今其會社は存立すと雖前後策を講ずるものなきを以て其後休業の姿にあり。耀明公司時代より福建火柴廠時代に至る其生存中の製造高は次の如し

三十二年	一、六〇〇 <small>圓</small>
三十三年	一、六〇〇 <small>圓</small>
三十四年	五、〇〇〇
三十五年	一、五〇〇
三十六年	二〇〇
三十七年	八〇〇
十三八年 / 四十二年	—

第六 香港

香港は本邦燐寸の大市場なる事前に見たる所の如し、而して同地に於ける本邦燐寸間の競争激甚なるを以て清國製燐寸の出る餘地なく、隆記と稱する一小工場ありて太軸安全燐寸象印を製造するも僅に是を船舶内に販賣するに過ぎず。

第七 廣東地方

同地方に於ける燐寸工場左の如し

工場名	所在地	毎月製造高
文明閣	廣東省城虹橋	一五〇 <small>圓</small>
太和公司	芳村	一三〇
義和公司	平洲	七〇
巧明公司	佛山	一五〇

是等の工場にて用ゆる軸木は本邦より是を輸入し劣等品は同地品を用ゆ。

厦門には燐寸工場なし。

是を要するに清國燐寸工業は猶甚だ微々たるものたるを知るべく本邦燐寸工業の前途を遮る價值なしと雖清國の國是たる利權回收熱と時に興る排日貨同盟との氣運の竊めるあるを以て同國に於ける燐寸工業は常に吾人の注意を拂ふべき所なり。

第二款 印度に於ける燐寸工業

印度全土を通じて吾人の聞知せる燐寸工場は次の五ヶ所なり。

- 第一 ダダル(Dadar)(孟買) 孟買燐寸製造會社
- 第二 アーメダバド(Ahmedabad) 工場名不明

- 第三 ベラプル(Belapur)(ナグプル附近) 工場名不明
- 第四 ロタ(Rohtak)(ガワリヤ附近) 工場名不明
- 第五 ソンガル(Sonagar)(スラット附近) 工場名不明

何れも秘密を保ちて其詳細を知る事能はざれども何れも下等なる安全燐寸を製造し、軸木極めて下等にして本邦の楯同等位なりと云ふ。又其製造高も明ならずと雖、値段頗る高く單に一部排外主義者間に用ゐらるゝのみなりと云ふ。而して其値段高價なるにも拘はらず各工場收支償はず、數々其經營者を變更したりと聞く。

二、買燐寸會社は資本金拾萬留にして、四十二年六月に終る一年間の決算報告を見るに前季損失壹萬八百三十三留、五安一杯。後季損失九千七百參拾留七安八杯を示したり。報告に曰く同季の損害は原材の缺乏と一般不景氣と、熟練なる職工の死亡に次て同郷人の退散となり

良工を缺きたる事とに起因す。然れども同社製品の品質良好にして歐洲製品に劣らざるにより新年度に於ては新規機械を増加し、黄燐燐寸部を設けて營業すべく以て良好なる結果を擧ぐる事を得べしと。

由來印度には軸木に適したる木材なく軸木は是を歐洲又は日本より輸入するが爲に、或草の莖を乾燥して軸木に使用すべき計畫をなしたるものありしも其成功したるを聞かず。

先般印度農商務省は山林調査をなし、此際燐寸用材として適材を發見したりとの報告あるも未だ其詳細を知らず。

斯の如く印度に於ける燐寸工業は何等恐るべきに非るが如きも、若し軸木原材料の豊富なると事實にして、而かも器械力により本業を起すに於ては決して等閑に附する事能はざるなり。説をなす者曰く、今印度に於て假令良材を發見したりとするも、由來印度人は不器用なるを

以て立派なる燐寸を製造する事不可能なり。是れ綿布に就て印度に工場を設立し土人を使用して失敗せる歴史に鑑みて明かなり。故に印度人をして是に従事せしむるも成功の望なく、若し歐人にして是を利用し、印度に於て燐寸工業を經營するに於ては恐るべきものあらんと。

第六章 歐米燐寸工業

歐米に於ける燐寸工業は日猶淺しと雖他の工業と同じく器械力の利用に就て日進月歩の勢を示し燐寸器械の發明數ふるに隙あらず、而かも猶是を以て足れりとせず大工場は自ら其專賣機械を考案しつゝあり。故に歐米燐寸は燐寸製造の順序は我國のものと同なる所を見ずと雖軸木製材より燐寸の函詰に至る迄萬端機械力を利用し、今日の我國に於けるが如き本工業が各分業の下になされ、而かも幼稚なる手工によりて爲さるゝものと日と同じくして論ずべきに非るなり。即ち後章に例示するバーデン器械製造所によりて製作せらるゝ燐寸器械の目録を見ても如何に彼の燐寸工業が機械力の利用に腦漿を搾り本業の全く機械工業に屬する事を知るべし。

今歐米に涉りて其燐寸工業の現況を研究せんとする所なるが、此の點に於て吾人は研究材料の皆無なるが爲め正確にして詳細なる報告を提出する事を得ざるを最遺憾とす。此研究に就て唯一瞥を與へ得るに止まるのみ。

一、瑞典 瑞典は其の木材豊富にして且安價に供給せらるゝの故を以て燐寸工業に於ては今日世界に覇を稱へ同地製品の精良なるは燐寸の模範と稱する事を得べく、歐洲及米國は勿論遠く印度方面新嘉坡迄其輸出を見る。即ち那威を込めて千八百八十年には四十三個の大工場を有し、就中エンケトピング (Jonkoping) 工場は世界屈指の大工場なり。同年の輸出約拾壹萬六千函にして、千八百七十年以降の十年間に四倍の發達を示し其後年々發達しつゝあり。

二、埃太利 匈牙利 同地方は燐寸工業の根源地にして本業の盛んな

る瑞典を凌駕するものあり。工場の数百五拾、露西亞、土耳其、小亞細亞及び伊太利方面を同國燐寸の市場とし猶印度方面にも及ぶ。由來埃太利製品は瑞典製品に比して品質劣れりと雖安値に供給するを以て印度方面に於ては瑞典製品と肩を比べて發達しつゝあり。

三、獨乙 同地亦燐寸工場の數多く、貳百を超えたる工場は毎年約拾四萬函の燐寸を生産しつゝあり。

四、佛蘭西 全地の燐寸工業は煙草、火藥と共に政府の專賣と稱すべく燐寸製造は總べて燐寸會社(Compagnie générale des alimettes chimiques)の手に委ねられ、會社は政府に毎年千六百萬法を納め且毎年四百億個以上を賣りたる時は百個に付六サンチムの割増を支拂ふものとす。の割増を支拂ふものとす。全社は十二區の工場に於て其製造に従事し就中マルセーユに於けるものを最大とす。

燐寸專賣の爲め佛國に於ける燐寸の高價なる事世界其比を見ず、約六十本入のボス燐寸一個一ス、即ち我二錢に當り、安全燐寸は更に高價なり、故に何人も燐寸を用ゆるに儉にして、一度發火したるものは附木を用ゐて各種の用に供するを以て、全國に於ける一人の燐寸使用數は他國、歐洲各國の燐寸使用平均は一日一人六本より十本を用ゆと云ふに比して甚だ少なし。

五、英國	全國の一千九百八年に於ける燐寸の輸出入は左の如し。
輸入	安全燐寸 六、五三二、二五五
	其他 四、一八八、八七七
計	一〇、七二一、一三二
輸出	安全燐寸 一一九、五六四
	其他 四六六、六一五
	一〇、七〇三
	七四、七九六

計

五八六、一七九

八五、四九九

輸入の半數以上は瑞典よりし四分の一以上を白耳義より爲す。輸出地の主なるものは濠洲にして米國是に次ぐ。右表を以て英國に於ける燐寸工業は是を推知する事を得べく其製造家中最著名なるものはブライアント・アンド・メイ (Bryant and May) 社にして是に次ぐものを倫敦、グラスゴ、マンチェスター及ヨークの製造家を糾合したるベル・アンド・ブラック (Bell and Black) 社なりとなす。

六、北米合衆國 米國に於ては全國製造の分は百本入一函に就きて一仙の税を徴し輸入燐寸には三十パーセントの從價税を課す、而して上記一仙の徴税は製造業者に一割の割引をなし、且小函に貼付する印紙を一回に五十弗以上購入したる者には五分の戻を與ふる規定あり。是に於てか必然の結果として小工場の糾合を見るは明かにして小工

場は漸く合同して目下全國を通じて壹百を數ふべく就中著名なるをダイヤモンド燐寸會社 (Diamond Match Company) とし、米國の燐寸工業は同社の手に専ら收めらるゝと云ふも過言に非ず。而して同社は一方に殖林をなすと共に一方に器械の改良を考案し、世界燐寸工業界の覇者たらんとする遠大なる計畫の下に其事業の發展を計りつゝあり。普通軸木として用ゐらる白楊、赤楊又は松の如き柔軟なる木材に俟たずして堅き木質のものよりも軸木を製造し得る器械は、同社の專賣權を有する所なり。故に今後吾人の常に注目すべきは同社の行動にして今是に就て少しく叙述する所あらんとす。

ダイヤモンド會社は千八百八十一年四拾ヶ所の工場合同し資本金貳百貳拾五萬弗を以て創立したる所にして、八十四年には資本金を増して參百萬弗とし、八十九年には六百萬弗、九十二年には七百萬弗、九十

三年には九百萬弗、九十五年には壹千百萬弗に増資し、九十九年には遂に壹千五百萬弗の資本を有するに至り、千八百八十一年より千九百五年に至る配當金貳千參百拾九萬弗及別配當金參百萬弗を示したり。斯の如き大資本を擁し大計畫の下に行動する同社の今後は本邦燐寸工業の勁敵なるや明かなり。

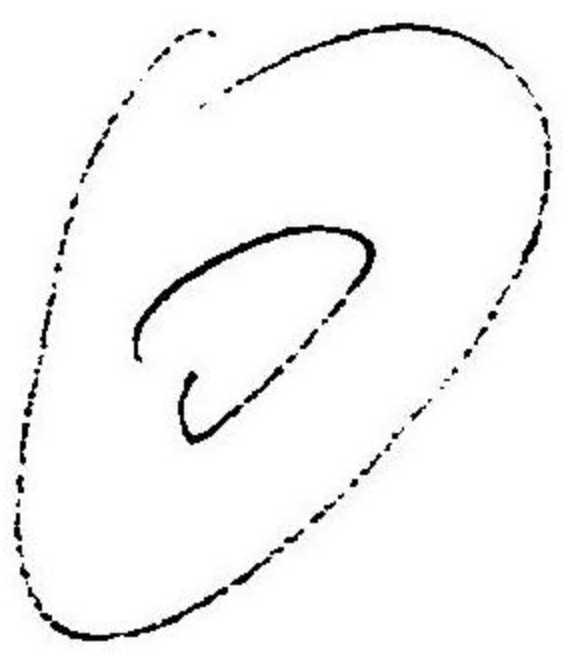
而して米國に於ける燐寸輸入税の統計を見るに、同社の行動が是に與つて力あるものなる事を感じずんば非ず。

一八九二年	九四、三六八 ^弗
一八九五年	二〇三、八九〇
一八九六年	一五七、四八六
一八九七年	二〇七、六七一
一八九八年	一三五、六一一

一八九九年	一二八、八七三
一九〇〇年	一五六、七〇五

即ち千八百九十七年以降米國の燐寸輸入税額は漸く減少を示しつつあるはダイヤモンド會社の内地供給の與つて力あるを知るべく、同社を控へて吾人の安眠を許さざるなり。

歐洲燐寸工業を通じて特別なる事項は黄燐々寸を製造せざる事なり。黄燐々寸工業は燐毒の職工に被らす惨害恐るべきものあると隨所發火して危険なるを以て歐洲各國は佛國を除き是が製造を禁止せり。(佛國に於ては是を監獄事業となすと云ふ) 米國に於ては斯かる禁令なく、彼のダイヤモンド會社の製品は主として黄燐々寸なり。



第七章 本邦燐寸と歐洲燐寸との角逐

本邦燐寸は海峽殖民地を超えて遠く印度に及び盛に孟買及瓜哇に輸出せらるゝと雖全地方を超えて猶西に到るに於ては運賃高率となり歐洲燐寸と競争すること能はず歐洲燐寸亦孟買瓜哇を超えて新嘉坡清國に來れば本邦燐寸の安値なる爲其敵に非ず故に現在に於て孟買及瓜哇は兩者の分水點にして從て兩者角逐の市場なる事前述の如し。而して一時は孟買及瓜哇に向けて本邦燐寸の輸出盛なるものありしと雖近年漸々其數を減少し瑞典及奧太利製品是に代はりて益々發展し全地方に於ける本邦燐寸の前途誠に寒心すべきものあり。殊に孟買へ輸出する硫黃燐寸に於て其減少の度を大なりとす。今孟買並に瓜哇に就て仔細に是を研究せんとす。

第一、孟買に於ける狀況
今孟買に於て本邦燐寸が歐洲製品の爲に漸々敗れつゝある有様を數字に徴するに次の如し。

	一九〇六年	一九〇七年	一九〇八年
歐洲製品			
安全	九、七四二	一五、二六六	一九、二三三
硫黃	一六、〇七六	二二、二六八	二〇、九六五
日本製品			
安全	五、〇二二	九、八八九	六、一四五
硫黃	二四、六五七	一七、三五〇	一二、一三〇
合計	五五、四九七	六三、七七三	五八、四七三

而して是を金額より見るに次の如し(一留は約我金六十六錢)

一九〇六年—一九〇七年

一九〇七年—一九〇八年

歐洲製品 一二、五〇、〇〇〇 一九、七六、〇〇〇 五七、六%増
 日本製品 一四、五〇、〇〇〇 一二、四五、〇〇〇 一四、五%減

而して此勢の猶持續されつゝあるは昨年一月より六月迄の半ヶ年に於ける全地輸入燐寸を最近三年間比較して是を知る事を得べし。

製品	一九〇七年一月 六月	一九〇八年一月 六月	一九〇九年一月 六月
歐洲製品			
硫黄	一一、一六八	一一、四九二	一四、一八九
安全	五、七三八	一〇、八〇七	一〇、八〇七
日本製品			
硫黄	一二、五五六	六、六九五	六、二五五
安全	四、七四三	二、〇五八	五、九五五

かくの如くに本邦燐寸殊に硫黄燐寸は年々歐洲燐寸の爲に驅逐せられて歐洲燐寸が益發展するに對し、是が原因を考ふるに是を次の二點に歸せざるを得ず。即ち販賣方法の不可なると製品の粗悪なる事是なり。

一、販賣方法の缺點 本邦商人の通弊たる現在の利益に眩惑せられ將來を顧みずして取引し、且己の利を考ふる事急にして相手方の事情を思はず、爲に將來に於て反て自己の不利益となる行動は孟買に於ける本邦燐寸減少の第一原因なり。

歐洲の製造家は常に其製品の市場を念頭に置き、一商標を其市場の甲に賣約したる時は乙より高値を以て是を請求せらるゝも是を賣らず。蓋し此場合に其現在の利益を見て是に應ぜば其市場に於て自己

合計

三四、二〇五

三一、〇五二

三七、二二六

の商標間に競争を惹起し、其賣値を崩すと共に斯の如くすれば是と取引せんと欲する者は何時かゝる憂目に會するや計り知るべからざるを以て安心して取引せず、從て自己の跡取引に於て利益を獲る事能はざるを以てなり。然るに從來孟買に輸出せる燐寸製造家は此點を顧慮せずして眼前の利に趨り、已に一商人の手に賣約せる同一商標を同時に他より要求せらるれば即ち是に應じ、同一商標間に競争を起さしめ、自己の行動によりて自己の商標の市場に於ける賣値を崩すに至れり。斯の如くなるを以て一方に本邦燐寸の相場の安値となりし爲め本邦製造家は是によりて利益を擧ぐる事能はず、漸く是より手を引きたると共に一方に孟買に於ける輸入商は今或約定を爲すも、總て反對者の現はれて同じ商標を輸入するとあるべく、かくの如くんば自己現在の見込通りに行かざるべきを恐れ、本邦燐寸の取引を懸念するに至

りしなり。

猶進んで是を云へば、同地商人と本邦燐寸製造家と某商標の約定をなすに際し、前記の危険を慮り約定期間内は同一商標を他に賣約せざる約款を附するとするも、已に約定期間を経過し約定荷も已に其積出を了したるに於ては即ち可なりとし、別の商人と同一商標に就て約定をなすものあり。是れ一見して何等前の商人に損害を與へざるが如しと雖、由來商人は荷物を左より受けて右に賣渡すものにあらず、一先づ其庫に收めて然る後漸次是を賣捌くを常とするが故に、叙上の場合に於て後の約定荷同地に到着すれば前着荷物は別の商人の手許にあり、此に於てか同じく同一商標間の競争となるを知るべし。

而して積出に關しても毎月定期に定量の積出をなせば同地の商人は後荷の到着數及其到着日數を豫知するが故に十分の計畫を立て、そ

れ、手配をなし得べしと雖、約定積月なりとして唯船便に委せ出來上りたるものを積送る時は同地に於ては前着荷の捌けざる間に後荷の到着するあり。在荷切れて跡荷の之れに續かざる事あり。約定先たる商人は是によりて多大の不便を感ずるや明かなり。

是等は本邦商人の常に行ふ所にして、現在の利を思ひて先方の事情を顧みずと云へるは即ち是なり。

以上の諸點は本邦商人の缺點にして爲に孟買に於ける本邦燐寸の信用を失墜したる所以なりとす。

歐洲製造家は是に反して、自己の某商標は或人に限りて是を賣渡し別の商標に非れば是を他の商人に賣約せず。而して其毎年積出すべき數量も一定して是を増減するを欲せざるのみならず、毎月規則正しく定期に定量の積出をなすを常とす。かくの如くなるを以て其商標

の聲價は永遠に保持せられ且相手方たる商人も安心して是を取引する事を得べし。故に孟買に於ける瑞典の或る有名なる商標は其價値の大なる爲め孟買商人より數々其製造家に對し數量の増加を請求したりと雖常に是を拒け、漸くにして買入値段を値上して増額の承諾を得たりとの事を傳ふ。歐洲燐寸はかくの如く各商標の位置嚴然と定まり數量一定し相侵すことなきを以て其商標の數量甚多きは免れざる所なり。

二、製品の粗惡 日本燐寸の賣行きたるは一に歐洲燐寸に比して安値なるが爲めなるは勿論なりと雖、安値なるが爲に其製品に十分の改良を加ふる事能はず。而して近時孟買土人の嗜好も社會の進歩と共に向上して上等品を喜ぶに至り、漸く安かろう、惡からうなる本邦燐寸は彼等の嗜好に投ぜざるに至れり。

即ち瑞典燐寸は小函、軸木共に美しき白楊樹を用ひ、且器械によりて製造せらるゝの結果製品整然として亂れず、而かも堅牢なり。是に反し本邦燐寸は小函及軸木(硫黄燐寸に就て云へば)に松を用ゆるの結果歐洲品の如く美麗ならざると共に手工の弊として製品不整にして脆弱なり。孟買市場に於ては瑞典燐寸に就ては一小函平均六十本入中に頭薬の附着悪しき又は軸木の悪しき(切斷の悪しきもの又は折れたるもの)の二本を算し、本邦燐寸は斯の如きもの七本あるを普通なりと稱せらる。

斯の如くなるを以て本邦燐寸は假令彼に比して安値なりと雖、其の取引方法に於て信用を失墜したる上に其製品土人の嗜好に合せざるに至り、漸く瑞典燐寸の爲に其市場を奪はれつゝある現状を見るに至れり。

而して最近に於ける兩者の相場を聞くに即ち次の如し

瑞典製安全太軸 上物 一クロスに付 一留より十五安(一留は十六安にして我六十四錢位に當る)

並物 全 十四安より十三安半

硫 黄 全 十三安より十四安

本邦製安全太軸 一クロスに付 九安より十一安

硫 黄 全 八安より九安

而して本邦硫黄燐寸の現在孟買に於て賣行くものは廣島、高坂、萬兵衛商店の製品にして、高坂製品は本邦硫黄燐寸の標準なり。而して其他の硫黄燐寸は漸々全地市場より歐洲燐寸に驅逐せられつゝある有様あり。

第二、瓜哇に於ける状況

瓜哇に向け輸出せらるゝ本邦燐寸はスーラバヤ、スマラン、パタビヤ、

パナロカン等に積送らるゝ所なるが、今スーラバヤを中心とし此附近に於ける一ヶ月の需要高は本邦燐寸壹千函、瑞典燐寸壹千函にして兩者其半ばに位すと云ふ。而して昨年一月より六月迄の兩者の輸入高を前年に比較するに次の如し。

瑞典製品	四十二年 一月/六月	四十二年 一月/六月
本邦製品	七、一〇六	一〇、五六九
	三、六三〇	一一、七二〇

即ち本邦燐寸の數量増加が瑞典のそれに比し盛なるものあり、何等憂慮に値せざるが如しと雖、是昨春に於ける見越輸入の結果にして唯一時の現象に過ぎず。知るべし目下全地方在荷の過剰に苦しみ本邦輸出商は何れも其積出を中止し居るを。平常の状態としては瓜哇に於ける本邦燐寸は着々瑞典燐寸の爲に壓迫され年々其數量を減じつ

つあり、即ち最近五年間のスーラバヤに於ける兩者輸入高を見るに左の如し。

瑞典燐寸	千九百〇四年	四、一四一	日本燐寸	千九百〇四年	一一、八八〇
	千九百〇五年	二、九五五		千九百〇五年	一二、七九二
	千九百〇六年	一一、一一〇		千九百〇六年	一一、四四九
	千九百〇七年	一三、七〇四		千九百〇七年	七、六六八
	千九百〇八年	一四、六三〇		千九百〇八年	九、七八四

是に據りて見るに瑞典燐寸の着々堅實なる發展を遂げつゝあるに反し本邦燐寸の振はざるを知るべし。是が原因は同じく左の二點に歸せざるを得ず。積出の不規則及製品の粗惡即ち是なり。

一、積出の不規則 由來瓜哇は其の直航船、日本瓜哇支那線の出帆不

規則なるを以て約定積月に正確なる積出をなし得ざる不便是ありと雖、此不便を超えて同地行本邦燐寸の積出不規則なるは同地商人の常に不平とする所なり。

二、製品の粗悪 瑞典燐寸の小函堅牢にして製品整然とし發火快きに反し、瓜哇に於ける本邦燐寸は左の諸點より瑞典燐寸に敵する能はざるなり。

イ、發火の猛烈なること、本邦燐寸工業は支那人を顧客として發達せるものなるを以て、支那人が發火の猛烈なる燐寸を以て鹽酸加里を多量に含める良好の燐寸なりとするの嗜好に投ぜんが爲、本邦燐寸の發火は特に猛烈なるを以て、瓜哇の如き熱帶地方にしてしかも空氣乾燥せる時に於ては、本邦燐寸の猛烈なる發火は危険となり數々使用者の顔を傷け、手を焼くが如き事を生じ、土人は本邦燐寸を危険なりと

し、其相當の收入あるものは瑞典燐寸を用ゆるに至れり。

ロ、軸木數の一定せざる事、瓜哇の關稅は前述の如く軸木の入口本數によりて課稅するを以て軸木數の一定は同地行燐寸の一條件なり。然るに手工によりてなれる本邦燐寸は手加減によりて軸木を詰め込むを以て其整一を~~保~~する事能はず、爲に本邦燐寸の該地輸入商は數々増稅を支拂ひ、又は罰金を課せらるゝの不便を來す。

ハ、小函の堅牢ならざる事、瑞典製の堅牢なるに反し本邦燐寸は破損し易し殊に引出の底の抜け易きは何人も知る所なり。

ニ、横紙の破れ易き事、軸木の半數を使用する間に已に小函の横藥を塗れる紙破れ又は離れて全部の使用に堪へざるに至る。是れ貼り方の粗なると横藥の塗り方粗なるに起因す。

是等の缺點は本邦燐寸が假令彼に比して安値なりとは云へ其價格

丈けの信用をも保持するとを得ず、漸く瑞典燐寸に對し敗者の地位に立つに到りしものなり。

是を要するに孟買及瓜哇に於て本邦燐寸の漸次歐洲製品の爲に壓倒せられつゝあるの原因は一に其取引方法の不可なるに起因すと雖一に其製品の粗悪なる事漸く顧客を失ふに至りしものと云ふべし。

第八章 本邦燐寸工業の缺點

本邦燐寸工業の現況並に本邦燐寸と歐洲燐寸との角逐の有様を研究するに、本邦燐寸工業の猶甚だ幼稚不完全にして其進歩發展を希ふに於ては到底此現狀に甘んずべからざるを知るべし。即ち本工業に統一なき事並に其猶手工工業の域を脱せざる事は本邦燐寸工業の二大缺點にして、今本工業に統一と秩序とを與へ、而かも器械力を利用して完全なる製品を生産するに到らば其發展著しきものあるべきは疑を容れず。今暫らく此二缺點に就て論ずる所あらしめよ。

第一、本邦燐寸工業の不統一

本邦燐寸工業の現況に就て是を見たるが如く、本邦全工業は軸木の製造より製品の包装に至る迄單一の手を通じて是をなすものにあら

す、材木商あり、軸木商あり、小函商あり、外函商あり、然る後燐寸製造業あり。各自獨立の結果連絡統一なきは勿論、各々其利を圖るを以て燐寸製造業者に於て十分満足すべき製品を作らんとするも是を得ざるなり。

軸木商は燐寸市場を見て其製造を爲すは勿論なりと雖北海道に於ける其原價は甚廉なるを以て是を神戸に持ち來り、而も盛に賣行くものとせば巨利を博し得べきを以て、~~其~~需要を超へて積出をなし、爲に損失を招くは常に目撃する所なり。而して其結果一時其前途を疑はれたる貴重なる白楊樹又は楡樹は需要に超えて伐採せらるゝの不幸を生ず。

而して白楊樹又は楡樹は木質柔軟にして腐敗速なるを以て、新鮮なるものを以て軸木に製造せざるべからず。是に於てか伐採せられた

る原材は需要に關せず軸木となる事あり。

而して軸木業者は其利益を見込みて販賣するが爲め燐寸業者は其自ら經營するよりも高さ軸木を購ふ事となる。然れども燐寸業者は前述の需要に超へて軸木の生産あるに於ては其相場安くして自己の製造するよりも安値なる事數々あるを見、且自己が製造するに於ては監督の煩雜なるものありとして是を自營する事を欲せざるなり。

小函商亦獨立の結果として燐寸業者に於て某々の注文を發するも其意思通りに實行せられず。而して其工賃を高めんと欲するに當りては燐寸業者に對して其供給を止むるを以て燐寸業者は一面に小函の改良を欲するも十分に是を得ず、且は彼等の反抗あれば其生産をなす事能はざる境遇にあり。

原料商より藥品、亞鉛板等を購入し、包装に際して外函を購入するは

他の工業に於ても其例なりと雖燐寸業者の如く其製造の各徑路の分業となれるものあるを聞かず。斯の如くんば其製品の統一を望み、改良を欲するも是を得ざるべく、而かも各自が口錢を利するに於ては自營するよりも高價のものを使用せざるべからざるや明かなり。而して自營するに於ては假令彼等より仕入れたるものより安價ならずとするも工業の統一を保ち、理想的の製品を得べきは勿論なるを以て本邦燐寸工業か其發展を欲するに於ては須らく軸木の切刻より小函の製造及包装に至る迄是を單一工場の下に纏めざるべからざるなり。而して前述の如く大工場にありては北海道に其直營の軸木工場を有し又或工場の如き小函貼りの機械を備ふと雖其他の工場に於ては斯の如き不統一の下に其業を營みつゝあるを目下の状態とす。

第二、手工としての本邦燐寸工業の缺點

今歐洲燐寸を採りて是を見るに小函堅牢にして、商標鮮明、軸木整然として頭亦整齊、頭藥濕氣に會ふも軟化する事なく總ての點に於て堅牢齊一にして心地よきに反し、我燐寸は輸出向のものは検査を受けて然る後輸出せられ且内地に賣捌かるゝものに比し萬事意を用ゐたりと雖其品質一貫せず不整なる事は本邦燐寸を通じたる缺點なり。即ち小函は假令側函に於て堅牢なりと雖其引出殊に引出の底に於て薄弱にして往々にして破損せるを見るべく、軸木亦不整にして中には折れたるものを混ざるあり、頭藥の附着少なきものあり、二本の軸木頭藥によりて結合せるあり、而して商標亦彼の如く爾く明快ならざるなり。即ち何れの點より見るも彼の堅實整然たるに比し我の唯巧に爲したりと言ふべきの外一見して其弱々しきを見るべし。

此點は唯に燐寸工業の上に於てのみ認めらるゝ事實に非ず、本邦工

業品の泰西の其れに比し常に遜色ある所にして人は舶來品と云へば製品の明快堅牢なる事を想像し、和製と云へば則ち巧に爲されたるも脆弱なる事を考ふるを常とす。是れ彼の器械力を出來得る丈け應用して工業の進歩改良を計るに反し、我の工賃安きを頼み手工又は簡單なる器械に依りてなすによりて起る區別なり。我が燐寸が歐洲燐寸に比して是に及ぶ事を得ざるは亦彼の器械製造なるに反し我の専ら手工に依るに起因せり。

本邦燐寸工業は已に是を見たるが如く軸木の切斷及軸木を枠に列するの外器械力に依る事少なく、徹頭徹尾手工によりて是を爲す、職工如何に巧なりと雖器械の働作に及ぶべからざるや明なり。夏は暑氣の爲に働作鈍く冬は寒氣に凍へて行動便ならず、而して單に經驗と目分量とによりてなすに於ては本業に於て整然たる製品を需むるは蓋

し難事なり。而して小函は其木地を匏にて削ぎ出すものなるを以て十分厚きものは是を得る事難く、從て堅牢なる小函を得ざるなり。

故に本邦燐寸工業をして歐米燐寸に對抗して其發展を期せんには必ずや今日の手工業によれるものを改めて器械工業となさざるべからず。然れども當業者は現在に於て別に不便を感ぜざるを以て、何人も資金を投じて經驗なき器械工業に手を染むる事を敢てせず、徒らに今日の現状に甘んじて將來を顧みる事なし。此間に統計は孟買及瓜哇に於ける本邦燐寸の漸く歐洲燐寸の爲めに壓倒せられ萎縮しつつある事を示すと雖、是に對して當業者は唯に注意と監督とを以て製品の改善を計るに腐心するのみ、手工が其原因なる事を顧みず。是れ源を清めずして下流の澄むを待つものと云ふべし。

現在彼等の安宅とせるは工賃の安價なる事なり。然れども何れの

工業界を通じても起るべき労働問題即ち労働者の覚醒は早晚燐寸工業に於ても生ずべきを以て本邦燐寸業者が手工業に安んずる根本の地盤も永く頼むべきに非るを知るべし。

之に反し燐寸工業が器械工業の一たる歐米に於ては軸木原材料の皮削より燐寸の商標貼に至る迄總て各種の器械により猶新規の器械發明に腐心しつゝある所なるが、今獨乙バーデン器械製作所の器械に基きて一日安全太軸燐寸二十函を生産する燐寸工場に要する諸機械を見るに左の如く、以て出來得る限り器械力を應用するを見るべし。

- 原材料皮削器械 一臺
- 原材料横切圓鋸 一臺
- 軸木木地製造器械(一日百萬本生産) 一臺
- 軸木刻器械 一臺

- 自動刃物磨 一臺
 - 軸木乾燥器 一臺
 - 軸木精撰器 一臺
 - 軸木揃器 一臺
 - 軸木磨機 一臺
 - 自動燐寸製造器械アイディヤル 三臺
- 軸木を全機上部の三個の受器に入る、時は振はれて百二十本宛三列の鐵片中に植えられ、其儘運轉してパラフィンの塗布より頭藥塗布をなし乾燥せられ、上部に戻り來りて鐵板より離れて送軸器に移り、一方より小函側函及引出函を入れるれば完全に函詰されて出來るものなり。
- 一時間五千函を生産し得べく、是に對して女工四人を要するの

み。

- 頭藥精煉器(ミル・ウイス・コーン・グリンダース) 三臺
- 横藥精煉器(ミル・ウイス・エクセントリックプレツ) 二臺
- 藥品粉碎器(ポールミル) 一臺
- 小函木製(地)造機 一臺
- 小函木地切斷機 一臺
- 小函側函製造機 四臺
- 小函引出製造機 四臺
- 横藥塗布器 一臺
- 包裝器 一臺

小函十個又は十二個を包裝し上貼をなすもの。

小函乾燥器(蒸汽通風器附)一時間小函一萬五千生産) 一臺

糊製造機

一臺

是等一式の代價は諸掛込め神戸税關渡六萬七千五百五拾圓に當ると云ふ。

而して今日の我國の現狀に於ては軸木小函原料及職工の勞銀を歐洲のそれに比較する時は其半ばに過ぎずと云ふを以て或人の計算によれば今日我が燐寸工業を器械工業となすに於ては、燐寸一函の生産費は手工業によりてなるものより安價に製造する事を得べしと云ふも、假令器械工業によりて成る燐寸が今日のものと全價又はそれ以上に當るとするも、製品の齊一並に堅牢なる事歐洲燐寸の如くんば十分是を償ひ得る値段を得る事を得べく、且高さ勞銀及原料よりなれる歐洲燐寸と争ふて勝を占むる事を得べきや明かなり。

第九章 燐寸工場論

現在に於ける本邦燐寸工業の幼稚なる事前述の如し、已に工業幼稚なるを以て其工場を起す事甚容易にして二千金を投ぜば一の燐寸工場を設立し得べく、況して清商は工場に對して代金内金の前拂をなすを以て運轉資本を有せずして是を經營するを得べきなり。而してかくの如き亂暴なる工場は姑く措くも本邦該工業は一般に資本を要する事少なきを以て小工場の多き他の工業に見るべからざる所なり。しかも其手工業なるに於ては其職工の數は他の工場に比し頗る多きは是を想像するに難からず、本邦燐寸工場の數は初めには是を見たるが如く三十九年に於て二百五十、其職工男工五千四百六十八名、女工壹萬八千七百二十七名、合計貳萬四千八百八十九人平均一工場にて使用する

職工數は九十八名となる。かくの如く小工場にして、而も多數の職工を使役す如何に其工場の設備の不完全にして又其職工の衛生待遇に於て不注意なるかは何人も直ちに是を想像することを得べし。一度足を燐寸工場に入れんか、先づ其建物の粗にして不潔なるに驚き、此内に働く職工の汚穢なるに眼を蓋はざるを得ず。是れ本邦燐寸工業を論ずるに當りて工場に就て數言を費さざるを得ざる所以なり。

第一款 工場の設備

燐寸の如き發火物を取扱ふ工場に關しては警察は已に其建物に就て十分の注意を拂ひ、其建築に就ては種々の制限を附すと雖新築に非ざる古工場にありては從來の建物に據るを以て其設備甚不完全にして數々火災を生ずるは吾人の度々聞知する所なり。故に今日の急務

は一面に現存燐寸工場にして其建築不完全なる者は年限を限りて改築を命じ、且是を人家稠密の間に置かずして郊外に設けしむるにあり。而して其建築に就ては一面に採光換氣、其他職工の衛生に必要なる設備と一面に火災に關して十分の防備ある事を要す。火災防備に就ては先づ藥品保存所、鹽酸加里製粉場及黃磷々寸の乾燥室の如き發火の虞ある場所には十分壁を厚くし完全なる防火的設備を施さしむべし。蓋し燐寸工場は鹽酸加里の粉末場、黃磷々寸にありては其乾燥室（ムロ）より發火するを通常となし又實際數々火を失するを見る。而して内部の防火的設備と共に隣地に延焼せざる取締を爲さざるべからず。郊外に置くべしとなすの理由亦此に存す。

防火的見地よりしたる燐寸工場の建築取締は警察に於て常に注意を怠らざる所なりと雖、職工の衛生及待遇に就ては是を等閑に附する

の嫌なきに非ず、故に吾人の主として論ぜんとするは次の一項にあり。

第二款 職工の衛生及其待遇

前述の如く燐寸工場の設備に就き其防火的取締は警察の常に注意を拂へる所にして各地其取締規則ありと雖、職工の衛生及待遇に就ては換氣採光等建築上より之を云々するの外敢て深く是に干渉せず。此に於てか比較的完全なる燐寸工場に於ても其職工の不潔なる、何等の注意をも拂はざるが如く、且食堂、喫茶所乃至洗面所の設備の如き皆無と稱する事を得べし、單に工場にして無害のものを取扱ふに於ては或は足る。然れども黃磷々寸工場の如き有毒瓦斯に充ち、是を呼吸するときは、齒を侵し骨を腐らすが如き有害なる場所に於ては職工の衛生は寸時も等閑に附すべからざるなり。吾人は黃磷々寸工場に於て、

燐毒の爲衰弱して労働に堪へず業を廢したる兒童あるを聞けり、一職工が黄燐の爲に燒傷して其毒忽ち全身に廻りたることを聞けり、而して黄燐工場に於て齒根の腐蝕して顎に穴ある職工を見る事少からざるなり。

彼等職工は工場附近の貧民なるを以て衛生の何たる事を解せず。清潔を説くも彼等は反て其煩を厭ひ、又黄燐の害毒を知るも左程恐るべきものとは考へざるなり。故に黄燐に最も侵され易き同頭藥塗附の職工に口に覆ひする事を命ずるも煩を嫌ひて實行せず。故に職工にして火傷する如き事あれば是に繃帶を與ふれば則ち足り、彼等は繃帶は即ち藥劑なりと信じて是にて全癒すと云ふ。

彼等の衛生的觀念の欠缺せる事斯の如く、彼等は此不潔の間に平然として働かし、黄燐々寸工場の如きは惡臭に満ち、有毒瓦斯の籠れる其

乾燥室内に於て飲食しつゝあり。故に職工に對する衛生上の設備並に警察の取締は目下の急務なりと云はざるべからず。

此に於てか大阪に於ては昨年一月燐寸製造取締規則を發布し、其中職工の衛生に關して製造家を戒飾せるものあり(大阪府令第七號)是れ燐寸工業につき職工の衛生に關して規定ある最初のものなるべし。蓋し神戸の如き燐寸工業の中樞なりと雖未だ如斯規定あるを聞かざるなり。其第三條に曰く、

工場内は清潔を保存し且藥品の取扱を爲す場所の床壁及使用器具の洗滌又は拭淨を怠らざること(第二號)

齒牙及齒齦に疾患ある者をして黄燐の取扱をなさしむべからず

(第四號)

藥品類を取扱ふ就業者の上着前掛等は清潔に保持すること(第六

號)

飲食又は喫煙を爲すは一定の場所に限る(第七號)

原料室には原料取扱者の外濫に他人を入らしめざると(第八號)

而して是に違背したる者には拘留又は科料の制裁を附したるが工場内の清潔を説き、齒牙に疾患あるものをして黄燐の取扱を禁じ、職工の衣類は清潔たるべき事を命じ、飲食喫煙の場所を限りたるは以て當面の弊を矯め得べきなり。

而して吾人は是に附して幼少年者を黄燐々寸工場に使役せざるべきを主張せんとす。

近事工場論は學者の數々是を論ずる所にして、何れも幼少年者の就業禁止並に制限、婦女子就業の制限及労働時間の制限に就て等しく主張する所なり。吾人は是等の主張に對して同じく是を賛成する所な

りと雖燐寸工業に於て當面の急務として是を制限すべきは黄燐々寸工場に幼少年者の使用を絶対に禁止すべき事なりとす。

幼少年者を工場に使用する事は國民教育の期間並に身神發育の時代にあるを以て各國是に制限を設け、奧太利、瑞西に於ては滿十四歳、英國は十一歳、西班牙は十歳、伊太利は九歳以下の幼年者の使用を禁じ、其他概ね拾貳歳以下の兒童を工場に使役する事を禁止せり、而して千九百四年の列國工場法會議に於いては黄燐々寸製造の弊を認めて其製造禁止の決議あり。かくの如くに幼少年者の就業禁止は一般に是を認むる所なると共に黄燐々寸製造禁止の決議も已に存するに當り、今や發育せんとする兒童をして有毒瓦斯に滿ち慘害恐るべき黄燐々寸工場に臨ましむべからざるや識者を俟て始めて是を知るべきに非るなり。

其他の問題に就て是を燐寸工場に就て考察すれば、婦女子就業の制限は即ち女工の夜業禁止にして、婦女子は一面に家庭を整理する天職ある點よりして此制限あるを普通とし、各國法制は幼年職工の夜業禁止と共に女工の夜業に制限を加へ、英、佛、獨、露に於ては成年女工の夜業も亦是を禁止せり。手工業たる我燐寸工場に於ては男工よりも寧ろ女工の數多しと雖燐寸工場の多き本邦に於ては未だ夜業の行はるゝ場合甚少なく、寧ろ燐寸工場に於ては夜業なしと云ひ得べきを以て此問題は本論に於て研究するの要を見ず。

労働時間の制限は立法區々に涉ると雖各國法制の等しく認むる所にして、佛、獨、露、瑞西に於ては成年職工の労働時間にも制限を附し各國等しく幼年職工に對して其制限を設け、英國は幼年職工に對して半日制又は隔日制を採り、半日制の労働時間を六時間とし、三十分の休憩時

間を此内に含ましむ、獨乙、伊太利は労働時間を六時間、匈牙利は八時間（休憩時間一時間を含む）、露國は八時間、休憩時間一時間、除外、佛國は十時間、休憩時間一時間、除外、是を制限せり。

燐寸工場に於ては燈火を用ゐて労働する事殆んど無之、朝より夕に至りて止むるを例とし、又個數工賃による職工多くして定備職工僅かなるを以て収入の多きを欲するものは、汝々として勤め、然らざるものは自ら怠るの状態にあるを以て、工場主の鞭撻により壓制的に就業を強ゆるの風なきを以て本工業に於ける労働時間の制限は他の工業に比して強て是を主張するの要なしと信ず。信濃の生絲工場は個數工賃の下に婦女子の労働する所なり、彼等は個數工賃制あるが爲めに自ら勵み、以て精良なる製品を出す云へり。故に或者は婦女子の労働時間に制限を與ふるに於ては信州生絲の品質は將來猶今日の品位を

保つ事能はざるに至るべしと説くものあり。かくの如く個數工賃制の下に於ける労働は定備による労働とは趣を異にする所あると共に労働時間日出より日没に至り長くとも十二時間を超へざる燐寸工業に於ては是を論ずるの餘地亦少かるべし。

是を要するに燐寸工業は家庭工業の稍進歩したるが如き猶幼稚の状態にあり。其職工は一日、十六日の月二回の休日、正月に於ける七草迄の休日及其の地方習慣による休日即ち彼岸中日、神社祭禮等の休日あり、休日の前日は早くより業を止めて歸り、休日の翌日は遅く出勤し或は全く工場に來らず。盛夏の候暑氣甚敷時は自ら休業するの有様なるを以て一般の秩序ある工場に於て職工待遇上法律を以て制限を加ふるを要する事項も燐寸工業に於ては是を感ずるの時期に到達せざるなり。故に今日本業に於ては職工の衛生及幼年者の就業禁止少

なくとも幼年者の黄燐々寸工業就業禁止を主張すべきのみ。

最近に發表せられたる工場法案(四十二年十一月二十四日發表のもの)は(一)十二歳未滿の者の使用を禁止(二)十四歳未滿の者の午後十時より午前五時に至る夜業を禁止(三)十四歳以上十六歳未滿の者の午後十時より午前五時に至る繼續的夜業を禁止(四)十六歳未滿の者及女子の労働時間を十二時間に限り(五)十六歳未滿の者及女子に一箇月少くとも二日の休暇と、一日の就業時間六時間以上十時間以内なる時は、就業時間内に少くとも十五分間、就業時間が十時間を超ゆる時は、少くとも一時間の休憩を命じたと共に(六)機械取扱の危険なる業務に十六歳未滿の者及女子の使用を禁止(七)毒藥劇藥其他有害料品又は爆發性若くは發火性の料品を取扱ふ業務並に著しく塵埃、粉末を飛散し、又は有害瓦斯を發生する場所に於ける業務其他危険若くは衛生上有害な

る場所に於ける業務に十六歳未満の者の使用を禁止し(八)職工扶助の規定を設く。

以上は今回の工場法案の主要なる規定なるが該法適用の範囲内に燐寸工場亦包含せらるゝを以て第一條二號燐寸工場に對する本法の運用を見るに現在の状態に於て制限を受くるは前記(一)及(七)なる事前述燐寸工場職工の現況を見て明かなるべし。即ち此二制限を綜合して考ふるに黄燐燐寸工場のみならず安全燐寸工場に於ても藥品取扱頭藥及横藥の塗布は十六歳以下のものは是を使用する事を得ず、猶一般に十二歳未満のものを使用する事を得ざるなり。

吾人は黄燐の害毒慘憺たるものあるを見て幼年者を此工場に使用する事の禁止を目下の急務として主張したるが本法により黄燐の取扱及黄燐瓦斯の發生する場所即ち頭藥塗布の場所及乾燥室内には十

六歳未満の者を使用する事を得ざるに至れり。是に對して吾人は一歩を進めて黄燐々寸工場には十六歳以下の小兒の就業を禁止する規定ある事を欲するなり。已に十二歳以下の者は絶対に工場に使用する事を得ざるに至れるを以て十二歳以下の者は一般に燐寸工場に於て是を見る事を得ざるに至りたるは吾人の誠に慶賀に堪へざる所なりと雖黄燐々寸工場に於ては全部有害瓦斯に満ちたりと云ふを得べきを以て猶一歩を進めて體質猶弱き十六歳以下の者の是に關與する事を禁ぜざるべからず。然るに該法案には有害爆發性、發火性料品取扱及有害瓦斯を發生する場所と云ひ有害瓦斯の満ちたる場所と云はざるを以て單に黄燐の取扱を頭藥塗布及乾燥室中に十六歳未満の者を使用する事を得ざるに止まるべく彼等の使用を絶対に禁止せざるなり。

然れども一方に本法同條の規定は猶安全燐寸工場にも亦其適用あり。是亦時弊に適したるものと言はざるべからず。

今同法案の成條となりし曉に本邦燐寸工業に及ぼす影響如何を顧みるに、立案者の稱する如く急激なる制限を設けず最急なるものに就て規定を設けたるを以て前述せる所を以て今日の我燐寸工場に影響を來すは十二歳以下の者の使用禁止と藥品取扱及有毒瓦斯の發生する場所に十六歳未満の者を用ゐ得ざる事のみなるを知るべし、而して是を實際に見るに市中に於ける工場は學齡の關係より警察の干涉あり、幼年者の就業する者漸を追て減少すと雖猶十六歳前後の者の就業者多く、効外の工場に至りては十二歳以下の幼兒が本業に従事せるもの多きを見る。而して彼等の使用せらるゝ方面を見るに雜役に用ゐらるゝものと函詰に用ゐらるゝ者として、前者は常備即ち日給制の下

に働さ後者は個數制即ち上り高によりて賃金を與ふ。故に雜役に使用するに十二歳以下又は十六歳以下の兒童を止めてそれ以上の年齢のものとなす時は當然工賃の昂騰を來すべし。(目下の日給は平均兒童は貳拾五錢、大人は四五十錢、而して函詰に至りては個數工賃によるを以て幼年者に代ふるに大人を以てするも何等の影響なく寧ろ生産の上ること、精良品を得るの利益あるが如く考へらるゝも、蓋し幼年者の禁止は一般的にして一工場に限れるに非ず。即ち成年者を招きて是に代へんとするも各所よりの需要は彼等の拂底を感ぜしむべく即ち是亦工賃を引上げて然る後に是を得るの結果とならん。斯の如くんば即ち工場法案の成條となるに當りては生産費に於て騰貴を來すべきの結果を生ずべし。

而して工場法案の職工の業務上の負傷、疾病及死亡に就て本人又は

遺族の扶助を命じたるは已に從來燐寸工場に限らず殆んど何れの工場に於ても是を實行し居る所にして、直接工場主に影響なしと雖職工に對して法律の保障あるは大に吾人の意を得たり。

以上述べたるが如く職工の衛生待遇に就ては大阪府令あり、又近き將來に於て工場法の制定を見んとする所なるが、彼等職工それ自身衛生に就て何等の觀念なき事前述の如くなるを以て一方に彼等の自覺により自ら衛生に留意する事を希はざるを得ず。吾人は彼等の衛生觀念の自覺を刺戟し傍ら幾分の趣味を涵養せしめ、以て其粗暴野卑なる境遇を脱せしめ従て本工業の改善となる方法として一二の提案あり。

第一、食堂は是を清潔にし且つ清楚なる裝飾を施すべき事 大阪府令出て、全府下燐寸工場は工場の一隅に形式的に食堂、喫煙所を設け、

以つて府令を遵奉せりとなし、全令の精神たる職工の衛生は毫も顧みられず、切角の訓戒も一片の紙片に止るの觀ある所なるが吾人は一歩を進めて食堂は是を清潔に掃除し食卓には純白なる布片を布き、花卉を飾ると共に湯茶の設備を整然と設くべしと云ふなり。斯の如くんば職工は此場所に於て自己の不潔を自覺して不知の間に清潔の觀念と秩序及趣味を養ふ事を得べく且苦しき労働に對して一瞬時の安息を與ふる事を得べし。今日の如き不潔なる周圍の下に彼等に清潔を迫るも彼等は單に壓制の苦痛を感ずるのみ。或工場にては職工をして花を植へしめ、是が趣味の涵養に勉めたりと聞くも是れ彼等は第一に命令の下に働くの念に満たされ、其煩勞を厭ふべきにより十分なる効果を擧げ難かるべし。

第二、洗面所並に風呂を設くる事 洗面所は今日已に工場によりて

は是を備ふと雖彼等の眼に付き易き所に設け、猶ほ此れも整然清潔に保持し、職工の來りて洗面するを待つべきなり。吾人は一步を進めて工場内に風呂を設くべき事を提案す、是れ職工の衛生を保有すると同時に彼等に慰藉を與ふべく、且女工多き燐寸工場に於ては其實績の擧る事速かなりと信ず。

是等の設備は小資本を以てなれる工場に於ては其負擔に堪へざる所なりとの批難は吾人の豫め覺悟する所なり。然りと雖單に是等の設備は一舉手一投足の勞にして、工場主の一事の儉約は此設備をなす事を得べく以て危険なる地位より職工を救ふ事を得べく且職工の改善は製品の改善を導く所以なるべし、即ち職工を待つに單に機械と爲すも是に手入れを爲せば運轉滑かなるべく、彼等をして一層精良品を製出せしむる事を得べく、以て工場主一舉手一投足の勞は寧ろ自己の

爲めなるを知るべし、斯の如くにして貳萬四千の職工は其憐むべき境遇より脱するを得べく、以て生産上に影響する事大なりとせば工場主は唯に職工に對し工賃を支拂ふべきものとなす觀念を止め更に一考を要する所以なり。

第十章 燐寸同業組合

本邦燐寸の輸出せらるゝものに對しは同業組合の組織あり。是れ明治三十三年法律第三十五號重要物産同業組合法によりて組織せられたるものにして大阪兵庫の燐寸製造家を以て成れる日本燐寸全業組合なり。本邦に於ては燐寸業者は全国各地に涉ると雖其中樞は大阪神戸にして輸出燐寸は名古屋を除きて専ら此二地より出で、且名古屋には組合なきを以て日本燐寸全業組合は本邦唯一の輸出燐寸全業組合なりとす。該組合は組合員協同一致營業上の弊害を矯正し信用を保持するを以て目的とし大阪府兵庫縣兩管内を以て設置區域とす。今是に就ての評論に先だち右組合の内容に入りて暫く研究せしめよ。本組合は重要物産全業組合法によりて成れる者なるを以て全法規

によりて與へられたる總ての權能を有する事次の如し。

第一、加入の強制 本組合の地區内に於て燐寸製造業を營むものは本組合に加入せざるべからず。

第二、組合員經費負擔の義務 組合員は組合經費負擔の義務あり、而して其負擔の割合に於て議決の權利を異にす。

一級	經費負擔額年貳百圓以上	議決權	三個
二級	年百圓以上二百圓未滿	全	二個
三級	年百圓未滿	全	一個

第三、組合員總會及び役員會の決議遵守の義務 是亦組合員の當然負擔する所なり。

第四、製品の検査

一、組合員製造の燐寸にして左の各號に該當するものは輸出する

事を得ず。

- (一) 品質粗悪にして實用に適せざるもの、
- (二) 荷造不完全にして運搬上破損の憂あるもの、
- (三) 無登録商標を貼付したるもの(裏刷文字は此限に非ず)、
- (四) 外函の一部に製造主の目標を附せざるもの、
- (五) 商標を貼付せざるもの、

二本組合員製造の燐寸は組合の検査を受けたる上に非ざれば輸出する事を得ず、

是れ右同業組合事業中最重要なるものとして、輸出燐寸は組合に於て是を嚴重に検査し、前記各號に該當するや否やを見、粗製濫造を戒め及不正の競争を避けしむ。而して検査を了したる時は組合は税關に提出すべき輸出申告書に検印を與へ、税關は此検印なき時は輸出

を許可せざるを以て右検査は非常なる功績を擧げつゝあり。

第四、商標の保護 登録なき商標を貼付したる燐寸は輸出することを得ざるは前述の如し。其他組合員製造の輸出燐寸に使用する商標は登録の圖形を變更する事を得ず、又他人の登録商標を使用せんとするものは商標所有者と連署の上組合に届出べきものと定めたり。斯の如くにして組合員の登録商標に就ては組合に於て是を保護すると共に、新商標の登録を農商務省に出願するに當り同省にては先づ右商標を許可して差支なきや否や豫め専門家たる組合に諮問するを例とし、組合の商標保護は前記輸出燐寸の検査と共に組合事業の重要なものなり。

第五、調停及び仲裁判所 組合は組合員相互又は組合員外より組合員に對して生じたる紛議事件に付調停をなし、又双方より請求ありた

る時は是を受理し仲裁判断を爲す。

組合事業の主なるものは上叙の如く、而して是が違約者に對する制裁として次の四方法を定めたり。

- 一、戒告 書面を以て是を爲す、
- 二、過怠金 貳百圓以下と定む、
- 三、新聞紙廣告 二種の新聞に是を爲し、五日以内違約の事實を詳記す、
- 四、取引停止 六ヶ月以内の期間に於て組合員一般直接間接に拘

らず、違約者に對し取引を爲さざるものとし、尙本業に關係ある他の營業者に對し取引停止を請求す、

以上は日本燐寸全業組合の内容なり。

由來本邦商人の弊として唯眼前の利のみを見て遠く慮らず、粗製濫

造に陥り甚しきに至りては一時を糊塗して相手方の眼を眩ますが如き不正の行動をなして敢て恥ぢざる者あり、かくの如くにして本邦商人一般の信用を失墜すること往々是を耳にす。最近の新聞によるに經木真田の原料高値となるに従ひ木地の下等なるものを漂白し其濕濡して光澤ある間に賣り出して一時の利を計り、仕向地に於ては乾燥して再び茶褐色となれるを以て強硬なる苦情ありし事を見たるが如き本邦工業の信用を毀損する如此不正手段を計るものは其罪三族に及ぼすも亦足れりとせず。斯の如きは勿論一惡漢の爲したる所なりと雖粗製濫造に陥り易きは本邦工業の宿弊なり、故に是に對し十分なる取締を爲すべきこと緊要なるや明かなり。猶一方に本邦商人の弊として最も良く賣れ行く他人の品に模倣して其地盤を利用し其商人を害して自利を計るは往々にして是れあり、是れに對して登録の制は

商標に保護を與へ最近の改正法律は色彩の登録をも許可せりと雖猶類似のものを作つて登録を受くるものあり故に商標の保護また完全なる方法を設けざるべからず而して是が爲には登録の出願あるに當り當局者は先づ専門家に諮詢するを可とす。日本燐寸同業組合は此二點に就て十分の注意を拂ひ實蹟見るべきものあるを以て本邦全工業上缺くべからざる機關なり。即ち若し此組合にして存在せざらんか競争上値段の安き事を望みて粗製品を積出す事となるべく仍て本邦燐寸全體の信用を失墜するに至るや明かにして又組合あるが爲め商標保護上便宜を受けたる事も失はれ他人の商標の模倣品の輸出せらるゝを見るに至らん。

それ組合の効果大なる事叙上の如く本工業上最必要なる設備なりとは云へ今日に於ては組合分離問題は燐寸工業界の宿題として人の

論議に上るの運命にあり。日本燐寸全業組合分離問題を研究して是が解釋を與ふる事當業界緊急の問題なり。

燐寸組合分離問題は數々稱へられて未だ解決せられざる問題なるが是を要するに現在兵庫及大阪の當業者を含める全組合を解散し大阪及兵庫各別に組合を組織すべしと言ふにあり。蓋し神戸は安全燐寸の中樞にして且其業を創ひる事古く有力なる燐寸業者は殆んど兵庫に屬す。是に反し大阪は主として黄燐々寸の産地にして而かも神戸に比すれば小資本家の多く集まれる所なるにより神戸に比して秩序整然たる事を望むべからざるなり。是に於てか兵庫派及大阪派の間に感情の融化せざるものを生じ兵庫派は大阪派を蔑視し大阪派又神戸派に抗するの風を助長し爲めに燐寸工業に關する問題の提出せられて當業者の決議を要する毎に兩者相争ひて反目は漸く強く遂に

組合分離説を生じたるなり。而かも事大なるを以て其都度調停者の盡力ありて事なく推移して今日に及びたり。

或者は曰く、今日組合存在の唯一の理由は商標取調の便宜ある事なり。故に大阪神戸聯合して聯合會を組織せしめて此事務に當らしめ、兩者は是を分離するにしかずと。

然れども感情の衝突を理由として本組合の分離を主張せんには、猶兩者を通じて商標取調の聯合會を設くるも此に衝突なきを保せざるなり。

然らば絶対に兩者を分離せしめば如何。第一、各々其欲する所によりて行動し、組合の二大事業たる製品の検査及商標の保護に於て統一的效果を擧ぐる事を得ざるのみならず、兵庫大阪競争の結果、製品の検査寛大となり粗製濫造の弊を生ずる事あるべく、第二に兵庫、大阪兩所

に跨りて工場を有するものは適従する所を知らず多大の不便を感ずべく、第三に農商務省に於ても若し組合にして分離せば登録を出願せる商標を組合に諮問する事も是を止むる理由あり。かくの如くんば燐寸工業の發展進歩に就て勇々敷大事なるべし。

是れ分離問題に就て調停の勞を取れる斯界の有力者の所説なるが、吾人亦是と感を同ふす。

然りと雖兩者衝突の基は感情にあり。而かも多年背離して其間に通ずべからざる溝渠の築かれたるものあるにより、今有力者の手により一旦調訂せられ現在の儘にて持續せしむるも事毎に意見衝突し、事件の圓滿なる進行を妨げ延て本工業の發展を阻害すべし。分離すれば組合の統一破れて其二大事業行はれず、以て本業の發展を妨げ是を現在の儘にするも意見の衝突は本業の進歩を阻害す。此デレムヤに

對して吾人は斷案を下して曰く、組合は分離せしむべし而して大阪及兵庫の燐寸業者をして各獨立して組合を設けしむべく而して製品の検査及商標調査の二事業は擧げて政府事業となすべしと、而して問題の兵庫大阪兩地に跨るものを生じたる時は別に兵庫、大阪燐寸業者の常設聯合會を設けて是が處理を計らしむべきなり。

商品の検査を政府の手によりてなす事已に其例に乏しからず、生絲検査所法の如き輸出羽二重取締規則の如き、花蒔検査規定の如き即ち是なり。故に今輸出燐寸の検査を以て政府事業となすは別に突飛の説には非ず、況して燐寸は生絲、羽二重に次ぎ花蒔を凌駕する重要輸出品たるに於ては政府の是に干渉すべきは其本分なり。

斯の如くんば則ち燐寸組合に於て事毎に意見の衝突を起し以て圓滿の進捗を阻む弊を一掃するを得べきを信ず。

第十一章 燐寸工業合同論

前述の如く歐米燐寸が漸次東に進んで我市場を侵蝕しつつあると同時に清國亦漸く本工業に指を染むるの時に當り、我燐寸工業の現状を顧みれば轉た寒心に堪へざるものあり。燐寸同業組合は製品の検査及商標の保護に於て成績著しきものあり。故に其行動を一層嚴重にすれば本邦燐寸工業の改良發展に資する所大なるべしと雖本邦同工業の基礎それ自身堅實ならざるを以て外國燐寸に對抗し且將來益發展せんには須らく同工業根本よりの改革を行はざるべからず。

蓋し本邦燐寸の覇を東洋に稱へたる所以のものは、一に運賃の歐米のそれに比し低廉なると共に、一に原材料の豊富、安價なると職工賃金の低廉なるとにより、安値の燐寸を供給する事を得たるによる。然れど

も本邦燐寸工業の今日安宅とせる原材の豊富安價なる事は將來に繼續すべき者にあらず、而して職工賃の低廉なる事も早晚來るべき彼等の覺醒によりて今日の率に止まるべきにあらず。然らば今日本邦燐寸の優勢を占むる原因は將來猶是を頼むべからざるなり。而かも本邦燐寸工業は猶甚幼稚の状態にあり、小資本を以て經營せらるゝ小工場多く徒らに今日主義を採りて本業の將來及其改善を顧みざるなり。本邦燐寸工業の基く所誠に薄弱なる事何人も是を首肯す。此に於てか本邦燐寸工業を堅實なる基礎の上に置き以て將來の發展を考ふるものあるは當然の勢なり。是れ燐寸工業合同論の稱へらるゝ所以なり。

燐寸工業合同論は古くより數々稱へられ同業者間の問題となりし事一再に止まらざるも或は利害關係より是に反對するものあり、或は

是が主唱者に疑惑を抱きて是に與せざるものあり、今日に至る迄未だ具體的に本問題の進捗したる事を聞かず。而して今日迄に唱へられたる燐寸合同論に次の三あり。

- 一、燐寸專賣說
 - 二、輸出燐寸工業合同說
 - 三、輸出燐寸獎勵金下附說
- 即是なり。今順次に其内容を叙述し燐寸工業合同問題を研究せんとす。

第一 燐寸專賣說

是れ燐寸業者の大合同即ちトラストを組織し政府に税金を納めて燐寸專賣權を得べしとなすものにして明治三十九年中に稱へられたるものなり。當時米國ダイヤモンド會社は政府に提議して本邦燐寸

の專賣權を得ん事を以てしたるを以て政府は即ち燐寸業者を糾合して右の提案を出したるものなり。

論者は本邦燐寸工業は秩序整はず、しかも猶幼稚なる手工業の域にあり、其基礎甚薄弱なると共に小工場は支那人の出資によりて經營せらるゝたより其願使に甘んじて恰も其下請の如く爲めに本邦燐寸工業の利益は支那人の爲めに獲得せらる。而して一方に米國ダイヤモンド會社の如く大資本を擁して東洋市場を窺ふ者あり。故に此際大合同をなして器械力を利用し政府に納金して專賣權を得以て本邦燐寸工業の基礎を永遠に置くべきなり。而して政府納金の影響として市價昂騰すべしとの懸念に就ては其金額の過重ならざる限り斯業の發展による收益増加により優に是を償ふ事を得べく、殊に内國消費者に對しては現今の市價已に法外の値段一個市價五厘のもの原價一厘

六七毛なれば其變更を來す事なし、況んや内國の販賣價格に對しては相當の制限を附する事を得るに於てをやと。

是に反對するものは曰く、本邦燐寸工業は論者の言ふが如く爾く悲觀すべきものに非ず。論者は器械製外國燐寸に比して本邦燐寸の前途を悲觀すと雖本邦燐寸の安値なる永久に歐洲燐寸に對して敗を招く事なし。本邦燐寸は時に粗製濫造の弊ありしも是れ一時的現象にして今や益々堅實なる發達をなしつつあり、清國市場を吾人の手に收め得たるは是を證して餘りあるに非ずや。而して一朝論者の云ふ如く政府に多額の税金を收むる時は燐寸の代價騰貴を來し而かも代價騰貴の結果需要の減退を生じ益々高値の燐寸となり需要者にとりて由々販大事と言はざるべからず。且合同の結果は統一の必要上各地に散在せる小工場をして合同せしむるの要あり、從て地方人士の職を

奪ふの結果を来さんと。

此説は後に述べる如く合同それ自身の困難なるが爲遂に何等具體的
進行を見ずして止みたり。

第二 輸出燐寸工業合同説

是れ前者に反して輸出燐寸工業のみの合同を奨めたる説なるが是
れ亦合同難其れ自身の爲に發展する所なくして終る。

第三 輸出燐寸奨励金下附説

是れ四十二年春帝國議會に燐寸輸出交附金下附に關する建議案と
して提出せられ衆議院委員會に於て握潰しの運命に至りたるもの
にして前説に失敗したる論者が形式を變じて輸出燐寸工業の合同を企
圖したるものなり。即ち従來輸入税を免除せられたる輸入燐寸原料
即ち鹽酸加里、パラフィン、黄燐赤燐及二番亞鉛板(包装用とす)に課税し

て財源とし年額五百萬圓以上の輸出をなすものに奨励金五分即ち五
百萬圓に付二十五萬圓の奨励金を交附すべしと言ふなり。最初には
を見たる如く本邦燐寸の輸出年額は一千萬圓内外にして是が半ばを
も一手にて輸出するものなし。故に此奨励金の恩澤を被るには勢合
同して以て五百萬圓以上の輸出をなさざるべからず。而して右の合
同に加はらざるものは奨励金を受けざるの苦境に陥るを以て、即ち合
同に参加すべく従て壓迫的の合同を見るに至るべきを以て、此説は即ち
合同説の形式を異にせるものと謂はざるべからず。

是に對して反對論者は次の三點を表明し燐寸同業組合は總會を開
きて其反對決議を下したり。

一、本邦燐寸の發展は製品價格の比較的低廉なりしによる。故に
在來無税たりし主要原料品に悉く課税する事とならんか、自然製品價

格の昂騰を來し近來勃興せる支那内地の燐寸工場をして益活動せしむるの餘地を與へ又印度地方に於ける瑞典製品との激甚なる競争に堪ゆる事能はず。

二、強制的に多數者を合同せしむる時は同業者間の平和を攪亂するを以て不可なり。

三、假に論者の希望せる如く五百萬餘圓以上の輸出をなすべき團體を設け得るとするも若し輸出業者にして悉く是に合體せざる時は一は下附金の恩典に浴するも一は是に洩るゝの不幸を見るに至るべし。

斯の如く本邦燐寸工業合同論は數々稱へられたる所にして今日の燐寸業者を糾合同合せしめ本邦燐寸間の競争を避け、大資本を利用して工業の統一と製品の改良とを計り堅實なる基礎の上に本業を置き

本邦燐寸工業の發展を計り一面に歐洲燐寸並に清國製品に當るの可なる事は誰人も是を否まざる所なりと雖敢て是を實現し得ざる所以のものは合同其ものゝ困難即ち本邦燐寸工業が餘りに幼稚なる結果種々の障害あるを以てなり。

本邦燐寸工業は前數々述べたるが如く小資本を以て經營し得る手工業なるを以て大工場を除きては唯に家庭工業の稍進歩したるが如き有様にして工場と家庭と混然たるもの多し。故に合同に當りて是を評價するに際しては工場資本と家庭資本とを區別する事能はず、嚴確に工場資本のみを評價すれば殆ど價值なきのみならず彼等は買収後に立つ事能はざるべし。即ち如斯工場の買収に當りては是に工業上無益なる資金を投ぜざるべからず。而して合同の結果は有望なるべきにより數年の間に如斯資本をも消却し得るものとし二倍の價を

拂て彼等を買収せんか、如斯買収は畢竟新會社の株券によるべく、新會社の株は將來の有望なるが爲に高價なる市價を有すべきにより、彼等は是を賣却するに至らん。斯の如んば彼等によりて始めて動作し得べき幼稚なる家庭的工場は其器械設備殆んど價値なきを以て他人を俟て動く事能はず。斯の如くんば新經營者は巨資を投じて而かも動かざる工場を有するに至り、其經營非常に困難なるべく此理由よりして合同論の進捗を見ざるなり。

此に於てか覇者合同の論あり。今日本邦燐寸業者の一般の状態は前述の如くなりと雖事實本邦燐寸工業を代表せるは數個の工場にして是等は比較的大資本と比較的完全なる工場とを有し本邦燐寸の大半は彼等の手によりて生産せらるゝは前に見たる所の如く彼等は本邦燐寸工業の覇者たるなり、故に先づ是等の大工場の合同を計るは即

本邦燐寸工業過半の合同にして如斯曉には小工場は進んで是に合夥する事を希ふべく、或は生存競争の結果廢滅して本邦燐寸工業の統一を見るに至るべし。

是に反するもの曰く彼等覇者は各々巨資を有して是を後援とせる商人を控へ、彼等覇者の相對峙せると同時に是等の商人相峙立せるを以て、假令大工場にして感情の融化を計つて合同を見得るに至るとするも是等商人は其敵と手を握る事を欲せず其巨資を以て招きて新燐寸工場設立すべく、然らば合同會社は其生産品を賣捌くの途なく徒らに多大の資本を擁して餓死するに至るべしと。

是れ今日の本邦燐寸業の實際よりして或は此事なしとも斷言する事能はず。即ち日本燐寸會社の製品は主として三井物産會社並に同孚泰號によりて輸出せられ、瀧川の製品は怡和號の手に扱はれ公益社

の製品は利益號にて賣捌き三工場の商品は香港、新嘉坡等に於て盛に競争を持續し、互に鎬を削りつゝ相降らざる有様なるを以て此等商敵の忽然手を握る事或は困難なるべし。然れども巨大の資本と經驗とを有せる合同團體と新工場との競争は再び激甚なるべく、かくの如くんば利益を目的とせる商賣に於て其目的を滅却する事となるにより如此途は商賣としてなすべき所なるや否や。此點より見て論者の云ふ所は一の杞憂に過ぎず、合同團體と其舊取引先との契約如何により取引先の同盟をも見る事を得べきを信ぜんとす。

かくの如くんば則ち合同至難の事に非ず。吾人は今日の本邦燐寸工業が宇大の大勢より見て革命の機運にあるに當り、大工場が平素の誤解と其自負心を去り、虚心に本邦燐寸工業の將來を顧り合同以て其發展を期せん事を希望する所なり。

猶合同に就て困難を稱するものあり、曰く本邦燐寸の清國に於て賣り込みつゝある商標は清商是を登録して權利其手にあり、故に合同の曉にも有力なる商標は清商の手に残りて是が買収に困難を感ずべしと、是に對しての答案は易々たるのみ。此商標を用ひずして他の商標を用ふべきのみ。彼等の手にある有力なる商標は前記大工場製造の品に附せらる。故に其製造元の合同せる以上、其商標を貼付すべき燐寸は吾人の手にあるを以て此商標を用ひずして新商標を用ふれば即ち可なり。彼の商標は競争激甚の際にこそ必要なるべけれ、競争を止めて手を握りし曉には此商標に戀々たるを要せず、彼の故障あれば是を製造せざるのみ。而して如斯曉に右清商が已に賣り込みたる該商標を以て清國に於て工場を起す事を憂ふるものあるも由來清國製燐寸は本邦燐寸の敵に非るなり。

第十二章 燐寸專賣論

本邦燐寸業者合同して資本を糾合し、器械力を用ひて完全なる燐寸を生産し、一面政府に税金を收めて燐寸專賣權を得べしとなす計畫ありしは前述の如し。

是と同じ論據即ち本邦向工業の不完全にして其將來悲觀すべきものあるを以て燐寸工業を以て政府事業となすこと、煙草又は鹽專賣の如くすべしと云ふものあり。其理由として擧ぐる所次の如し。

- 一、本邦燐寸工業は原料仕入に當り冗費多きこと。
- 二、森林伐採に相當の監督と注意を缺くこと。
- 三、燐寸の品位并に價格の不定なること。
- 四、生理上又は人種上惡影響を及ぼすべき危險藥品を使用する職

工に對し是等の健康を保護すべき設備なきこと。

曰く、本邦燐寸工業は軸木商、小函商、外函商及燐寸製造業に別れたるを以て統一なく且各自口錢を利得するを以て多大の冗費を生ずる事となる、故に本邦燐寸工業は是を擧て政府の直營とし器械力を利用して善良品を製造するに於ては優に外國燐寸と競争して是に打克ち其販路を擴張する事を得べしと。又前述の合同難即ち本邦燐寸工業全般の合同の困難なる事、而して大工場合同は是をなす事を得べきも取引先の同盟の困難なるとより見て政府專賣説を提出するものあり。吾人は何れに對しても政府專賣の必要なきを信ず。

若し燐寸をして政府の專賣をなさんか、政府は是を以て財源の一と數ふるを以て煙草及鹽の專賣に於て其例を見るが如く其價格の昂騰を來す事明にして、假令輸出向として、は其虞なしとするも内地賣とし

ては佛國に於てホス燐寸一個の代價貳錢の高價に苦しむと同一の狀態を現すべきや疑を要せず。燐寸の如き何人も日常缺くべからざる品に於て高價を支拂はざるべからざるに於ては細民の苦痛幾何なるかは識者を俟て始めて知るべきに非ざるなり。而して政府專賣の理由として擧げたる現今燐寸工業の不完全なることは燐寸合同の曉に於て其改善を見る事を得べく、又取引先同盟難に就ては自ら解決の方法あるべきにより、何を苦んてか民業を收めて政府事業となすの要あらんや。民業を收めて政府事業となすべきは統一の必要上か又は財源として是を經營するかにあり。鐵道、煙草の專賣の如きは政府事業となすの理由ありと雖、是が統一は政府の直營によらざるも是を得べく、又は是を財源とすれば一般人民の負擔を重からしむるに止まりて得る所少なき燐寸工業一函現今より壹圓高とするも百萬函の生産に對

し十萬圓にして現今一函五十錢の利益ありとすれば合計十五萬圓なりを政府事業となす要は一も是を認むる事能はざるなり。唯政府專賣説の理由として擧げたる所にして實際の通弊を擧げ政府の周到なる注意を促すべきは森林伐採に當り相當の監督と注意を缺き爲に白楊樹の前途をして危ましむるの點にあり。然れども白楊樹の廢滅の日近づける事數々繰り返されつゝ猶今日に於て何等の不便を感ぜず、而も前已に論じたるが如く殖林を以て十分に是を補ふ事を得べく、又樺太、滿洲にも本材豊富なりとの説あるに於ては前途悲觀すべきに非るが如しと雖、已に原材は山深く入るに非れば得る事難く事實原材の減少しつゝあるを見るが故に此際亂伐を禁じ殖林の法を講ずる必要あり。故に是に對し政府は十分の監督と取締の方法を講ずるは目下の要求なりとす。

猶政府專賣の理由として挙げたる生理上又は人種上悪影響を及ぼすべき危険薬品を使用する職工に對して其健康を保護する要ある點に就ては今回の工場法案の眼目是にして十六才未満のものを如斯場所に使用する事を禁じたるを以て満足すべきのみ。

而して政府專賣論反對理由の一たる内地賣燐寸價格の騰貴は前述燐寸工業合同出來の曉には全じく此結果を來すべしと考へらるべしと雖、民間製燐寸にして高價を貪る時は假令外國製燐寸の侵入は想像せられずとするも内地賣専門の燐寸工場設立せられ安價の品を供給するもの出づべきにより、高價なる燐寸を賣る事能はず、本業を民業に委ぬる間は此點は杞人の憂として止るべきを知るべし。

第十三章 黃燐々寸工業廢止論

黃燐々寸工業の有害なる事は前數々是を述べたる所の如く黃燐の害毒恐るべきものあり、而して職工にして一旦燐毒の爲に侵さるゝや又起つ事能はず今日の醫術に於ては是を救濟するに途なしと云ふ。斯の如くにして數千の職工は徐々に其害を被りつゝあり。或黃燐々寸工場主は吾人に語りて曰く自己等黃燐々寸に關係せるものゝ病に侵さるゝや普通人の左迄苦痛を感ぜざるものに就ても數日褥中にあるの已むを得ざらしむ、是れ已に燐毒の爲に侵され居るが爲なりと。斯の如く黃燐々寸工業の衛生に害ある事大にして延て人種に悪影響を與ふるものなると又其燐寸に一撃を與ふれば隨所發火するものなるを以て危険なる事甚し。吾人一度足を黃燐々寸工場に入れんか工

場内到る所に發火せるを見るべく黄燐々寸の乾燥室の如き常に發火して往々大事に至ることあり。是に於てか黄燐々寸は又危險燐寸の名あり。故に汽船會社は絶對に黄燐々寸の積荷を引受けざるものあり(例へばP。會社の如き)或は亞鉛包装せられざる黄燐々寸は甲板積の外是を謝絶するものあり(例へば日本郵船會社、大阪商船會社の如き)故に亞鉛包装なき貳百打入黄燐々寸を北清、青島、芝罘等に送荷するに當り荷主は是を社外船によりて積送るのみ。

斯の如く黄燐々寸は慘害甚しく而かも危險なるを以て千九百二年の列國工場法會議は黄燐々寸製造禁止を決議し歐洲の各國亦佛國を除きては黄燐々寸の製造を許可せず。而かも佛國に於て同燐寸の製造は監獄事業となす。我國亦一時(明治十五年より同十八年迄)黄燐々寸の製造を禁止したるが本邦燐寸の大市場たる北清は黄燐々寸のみを

需むるが故にやがて解禁を見るに至り遂に今日の盛運に到れり。

是に於てか黄燐々寸製造廢止の論あり。然れども本邦燐寸工業に於て黄燐々寸を廢止するに於ては同工業に對する打撃甚大にして大阪、名古屋の燐寸工場の大半は閉業の止むなきに至るべし。即ち北清各港天津、牛莊、大連、安東縣を始め青島、芝罘の各市場及上海、鎮江、九江、漢口等は黄燐々寸の市場にして黄燐々寸の廢止は是等の市場を棄つる事となり、本邦燐寸工業に對して致命的打撃を與ふる事となるべく、本邦燐寸の中樞たる兵庫、大阪、名古屋に於て兵庫は安全燐寸、黄燐々寸を産し、大阪、名古屋は主として黄燐々寸の産地なるを以て、大阪、名古屋の燐寸工場の大半は廢滅すべく、本邦産業上多大の損失を來さん。

而して理論より云へば黄燐々寸は燐寸の甚幼稚なるものと云ふべく是を現在需要地の趨勢より察するに進化したる地方に於ては漸々

其跡を絶つに至るべきものとするにより、是を時の推移に委ねべきのみ。即ち現今輸出する黄燐々寸は清國の内地即ち田舎へ向けて送らるゝものにして各港市中に於ては安全燐寸を用ゆ是れ黄燐々寸の價卑しきが爲なり。而して是を北清韓國に見るに貳百打入荷造の歓迎せらるゝは其外函を以て後に行李に使用せらるゝが爲なり。而して彼等需要者の生活状態にして改善せらるゝに於ては誰か敢て荷印の入りたる無細工の燐寸函に衣類を收むべきものぞ。而して北清向として頭薬の十分附着せるよりは寧ろ軸木入目の多きを貴しとなす。是れ黄燐々寸は其一本のみを用ひて火を出す事を得るを以てなり、以て北清の生活状態の如何に卑さかを知らん。是に反し上海方面向のものは入目よりも寧ろ頭薬の十分に附せられて整然たるものを喜ぶの風あり。即ち上海向ボス燐寸は幾分高尚なり、而して上海にても是

等の燐寸は田舎に仕向けらるゝが故に生活の向上は先づ北清向貳百打入の廢滅となり、燐寸の入目を云々するの風絶ち頭薬の大を欲するに至り然る後危険にして而も要臭あり且は軸木細小にして使用に不便なる黄燐々寸を棄て、安全燐寸を迎ふるに至るべし。斯の如くんば則ち黄燐々寸は需要者生活の向上に伴ひ漸く其跡を絶つに至るべきものにして、是を時の進行に委ねべく、今一朝にして本邦燐寸工業の盛大なる一因たる黄燐々寸工業を廢止するの暴を施すべきに非るなり。

然りと雖黄燐々寸の害毒たる是を否む事能はず。是を避くべき手段は正に諱ぜざるべからざる所にして吾人は十六才未滿のものをし、て絶対に同工場に就業する事を禁止せん事を叫ぶ所以なり。かくの如くにして庶幾くは黄燐々寸の人種上に與ふる惨害を幾分輕減する

事を得べく餘は時日の推移に委ねて可なりと信ず、黄燐々寸廢止論は今日我國及清國市場の状態を見れば蓋し理論に止まり、是が實行は反て本邦燐寸工業の衰滅を來すものと云ふべきなり。

第十章 燐寸工業に就ての政府の保護

以上述べたるが如く本邦燐寸工業改革の機運已に迫る。而かも當業者は將來を思はず唯に今日の現状のみを考へて敢て悲觀する所なしとなし何れも今日に安んじて進て其改革に指を染めん事を考ふるものなし。而かも燐寸は本邦重要輸出品中其上位を占むるに於ては將來の改善發展を徒に當業者の自覺にのみ委ねて放任すべきもの非ず。政府自ら彼等指導の任に當り此改革の完成を期せざるべからず。工場の設備及職工の衛生待遇の如き輸出燐寸の検査の如き工場合同の周旋の如き軸木原材料の保護の如き政府の助力に俟つ所甚多し。吾人が是に特に政府の保護を要求するものは、

一、輸出燐寸の奨勵

二、輸出軸木燐寸原料の課税

三、海外市場事情の調査

の三なりとす。

第一、輸出燐寸の奨励

蓋し燐寸は一般商品と同じく商標賣り込まれたる時は需要相腫で起るべきものなるを以て、商人間には自己の商標を賣り込まんが爲には損失を顧慮せず多大の犠牲を拂ひて相競ひ新販路の開拓に腐心する所なり、故に新販路には當然犠牲を伴ふものとす。斯の如くなるを以て政府は一方に常に新販路の注目を怠らざると共に是に輸出せらるゝ燐寸には補助を與へて是が賣込みを補けざるべからず。即ち前述べたる印度方面瓜哇方面に於て歐米燐寸と角逐する本邦燐寸並に將來發展すべしと思考する方面に輸出せらるゝ燐寸に就ては運賃補

助又は奨励金下附の如き或る手段を以て是を補助し彼の燐寸との競争を援助すべきなり。印度、瓜哇方面に於ける本邦燐寸工業の現状は到底是を座視すべきに非ず宜しく政府は進んで是を調査し一旦失ひつゝある市場の回復に就て保護を講ぜるべからず。政府は外國航路の奨励制度を存す。是と同じく外國燐寸と相折衝して競争する本邦燐寸に就ても是を奨励すべきものならずや。

第二、輸出軸木燐寸原料の課税

本邦燐寸の大市場たる清國に於ては漸く燐寸工業に指を染むるあり、是に要する軸木、小函、軸木排列機等盛んに阪神兩港より輸出せらる。最近五年間に於ける軸木及小函木地の輸出實に左の如し。

年次	軸木		小函用經木	
	数量	價格	数量	價格
	量斤	價格円	量斤	價格円

明治三十七年	八、六六二、四一九	一九六、九三〇	二、二七〇、八三一	八八、三〇七
同 三十八年	四、六八五、五二二	一一八、四一一	一、四三五、三四九	五七、一七四
同 三十九年	五、六〇〇、二一七	一三二、二八五	一、八五三、九二二	七三、二〇五
同 四十年	六、四三六、五六八	一六九、二八二	二、三四八、〇四四	八六、一四二
同 四十一年	七、〇一二、五二四	一七四、七二三	二、〇八一、二六〇	七七、四二一

三十七年に於て數量の多大なるは福州燐寸製造所に向けて盛に輸出したる結果にして同年同工場は閉場したるを以て其後數量の減額を來したるものなるが三十八年以後の輸出に於ては徐々に其數量の増加しつつあるを見るべし而して四十一年に於ける輸出國別を見るに次の如し。

軸木

清國 六、二九〇、三八二^斤 一五三、八九六^斤

關東州	三、八七八	八五
韓國	二八、〇四〇	一、一八八
香港	六九〇、一九四	一九、五五三
小函用經木		
清國	一、八七四、六三七 ^斤	六九、五八二 ^斤
關東州	四八、四九〇	一、六七三
香港	一五八、一三三	六、一六六

備考 關東州に入るものは長春の日清燐寸製造株式會社に入る

り。即ち其殆んど總てが清國に入り年額貳拾五萬圓を計上するに至れり。

清國に輸出せらるゝ軸木は人の缺乏を云々する白楊樹に非ずして楡軸なりと雖會て園田北海道長官は同じく其生命の長からざる事を

公言したることあり。故に濫りに之を海外に輸出すべきものに非ず。而して其輸出せらるゝ先は本邦燐寸獨占市場たる清國にして而も清國燐寸工場の將來は計り知るべからず、假令今日に於ては本邦燐寸の敵に非ずと雖、其内地の用材を用ゐ熟練なる職工を用ゆるか或は進んで器械力を利用するに於ては將來本邦燐寸の勁敵たるべし。故に是に對して軸木、小函等の原料を送りて是を補け反て我を苦しむべきに非ざるなり。故に吾人は是等の輸出軸木並に原料に對して輸出税を課し以て本邦燐寸工業を保護すべき事を主張せんとす。而して其税率は吾人の考ふる所を以てすれば從價二割以上たるべきか。即ち燐寸一函に要する軸木の値段は約參圓、小函は約四圓にして合計七圓を要するを以て(是れ黃燐安全共殆んど同様なりとす)。其二割は一圓四五拾錢にして清國燐寸が二割の負擔を受くれば吾が燐寸より一圓四

五十錢高價なるものとなり、我の負擔する清國各港迄の運賃より高價となる、清國各港への運賃は約次の如し

神戸	上海	燐寸一函ニ付	七拾錢
神戸	香港	同	五拾錢
神戸	厦門	同	一圓拾錢
神戸	天津	同	一圓八拾錢
神戸	新嘉坡	同	一圓貳拾五錢

而して一函拾五六圓乃至二十二三圓の品物にして一圓五十錢の高値は七分より一割の高値となるを以て充分彼の燐寸と競争する事を得べく、而かも政府は二十五萬圓の輸出に對し五萬圓の收入を得るに非ずや。

第三、海外市場事情の調査

由來政府は重要輸出品たる燐寸に對する態度甚だ冷淡にして本邦燐寸工業の今日迄發達し來りたるは獨立獨歩自ら啓發したる結果なり。已に前論燐寸トラストに專賣權を賦與せん事を請求せるものに反對したる論者は此政府の態度に満足する事能はず其農商務省に提出したる反對論に於て政府が本業に就て甚冷淡なるを嘆じて曰く、各地に駐在する領事官の如き未だ曾て本工業に留意して報告する所非ず希くは是等の機關を通じて本邦燐寸業者をして海外の狀勢に通ぜしめられん事をと。

産業保護は政府の一大事業なり。是が爲に各地に領事官を駐在せしめて本邦商業を保護誘導するに當り輸出燐寸に對して何等の報告調査を聞きたることなく。本工業をして自ら苦闘發展するに放任し

つゝあり。かくの如き機關を擁して重要輸出品に對しかくの如き態度を取る。論者の嘆ずる事理由あり。

政府は宜しく本工業に關し海外市場の調査研究を怠ることなく是を當業者に示して是を誘導すると共に新販路の考定等亦常に注意を拂はざるべからず。實際に於て本邦燐寸業者は海外よりの注文者の口を通じて始めて其市場の模様を察するのみ彼等の其市場に對する智識は誠に淺薄なるものあり。故に政府は正に其有する機關によりて海外市場事情の調査に當らしむべきなり。況んや今日は外國燐寸は本邦燐寸の市場を窺ひ已に本邦燐寸の前衛たる印度、瓜哇方面は敗色あり、本工業革命の秋に際するに於ておや。

第十五章 結 論

以上本邦燐寸工業の現況及同工業に關して起れる各種の問題に就て一瞥を與へたり。是を以て見るも本邦燐寸が本邦重要輸出品中の重要なるものなるに拘らず其現狀の如何に幼稚にして如何に不完全なるかを知るべきなり。即ち本工業に統一なく本業は各分業者間に分割せられて各自の利益のみを希ひ燐寸業なるものは單に軸木商小函商及外函商輸出商との間に立ち製品を整へて是を荷造する有様にあり。而かも該工業は家庭工業の稍進歩したる者に過ぎず頗る幼稚の狀態にして其生産が本邦重要輸出品たるを想像して始めて其勢力に一驚を喫すべきなり。斯の如くにして發展したる本業は已に今日に於ては其製品が安かろう、悪かろうの原則に準據するが爲に漸く顧

客の倦怠を招くに至り同時に其前衛は歐洲燐寸の爲に撃退せられつあると共に米國ダイヤモンド會社の如き遠大の計畫の下に大資本と最新の器械とを率ゐて漸く我に迫らんとするものあり、而して本邦燐寸の獨占市場たる清國それ自身亦覺醒して燐寸工業を企圖す。本邦燐寸工業今日の現況に甘んじ不整、不完全なる商品を手工によりて製作し以て其發展を望み得べき時に非ざるなり。同業改革の氣運已に迫り、革命の時機已に到來せり。
 (吾人は此時に當りて本邦燐寸業者が現況に睡らずして姑く世の推移大勢と本邦燐寸の將來とを思考し一大決心あるべきを望まざるを得ず。)

而して軸木の伐採其他本工業の保護改善に就て政府の注意と援助を得て軸木より包装に至る迄十分に器械力を利用し整然完備せる燐

寸を作り又無益に海外市場に於て本邦燐寸間の競争ある事を避くるに於ては原材の安價、工賃の低廉は吾人の優點なるを以て外國燐寸は已に吾人の敵に非ず、清國印度方面の發展は勿論濠洲、亞米利加、亞弗利加迄吾人の勢力範圍となり本邦燐寸の市場となるは疑を容れず。

今日本邦燐寸の市場は清國、海峽殖民地、比利賓、印度、瓜哇及濠洲の一部を出てずと雖已に亞拉比亞にも本邦燐寸は入り込みつゝあり、孟買より轉送せられたるもの而して濠洲、亞弗利加甚しきは英國及米國よりも燐寸の注文ある事は數々吾人の耳にせる所なり。しかも本邦燐寸は叙上の範圍を超えて是等の注文に應ずる能はず依然として其限界内に踞たり。即ち此範圍を超ゆるに於ては運賃高率となり従て燐寸の價格高値となつて到底歐洲燐寸に敵する事能はざるが爲なり。然れども已に彼に比して遜色なきものを生産する事を得、しかも彼よ

12

かも生産費の低廉なるものあるに於ては政府の援助を得て遠征すれば運賃に於て彼よりも高率を支拂ふと雖彼等と雌雄を決する難きに非ず。

故に吾人は本邦燐寸工業改善の時至らば今日より猶一層廣き市場は本邦燐寸の舞臺たるべきを斷言したる所以なり。

而してかくの如く本邦燐寸工業改革成るの曉に於ては少なくとも亞細亞、亞弗利加、大洋洲の三大洲は本邦燐寸の市場となり本邦燐寸工業隆盛の時代を現出すべし、是れ唯に痴人の夢に非ざるなり。

吾人は本邦燐寸工業革命の秋に際し現代の状態を全然改革し世界に覇を稱ふると共に國富を増進する此愉快なる日の一日も早く到來せん事を切望して止まざるなり。

附 錄 (一)

燐 寸 輸 出 年 表

年 次	數 量	價 格
明治十一年	不詳	二〇、四〇〇、〇〇〇
全 十 二 年	全	二〇〇、七七八、九八〇
全 十 三 年	四、六二五、七五三	二七一、一三八、四九〇
全 十 四 年	六、七九五、八九二	二四七、七八五、〇〇〇
全 十 五 年	一、一〇八、九二六	三七、二三八、〇〇〇
全 十 六 年	一一六、八〇〇	三、一五六、〇〇〇
全 十 七 年	九九、七二三	二、七九一、九一〇
全 十 八 年	一八八、四〇一	六〇、五六六、〇〇〇
全 十 九 年	一、二一八、三三一	三七八、〇八〇、〇〇〇

全 二 十 年	三、三八四、二九六	九四一、五七六、〇〇〇
全 二 十 一 年	三、五五二、五九三	七四〇、九三〇、〇〇〇
全 二 十 二 年	五、二二五、三六二	一、一三七、九五二、〇〇〇
全 二 十 三 年	六、七二四、五八五	一、四八九、〇三〇、〇〇〇
全 二 十 四 年	八、〇二九、九三二	一、八四三、六三七、〇〇〇
全 二 十 五 年	九、二四二、〇三五	二、二〇二、〇四一、〇〇〇
全 二 十 六 年	一三、五四一、二八七	三、五三七、九七四、〇〇〇
全 二 十 七 年	一三、八四三、〇二二	三、七九五、六三五、〇〇〇
全 二 十 八 年	一六、九一四、〇二七	四、六七二、八二一、〇〇〇
全 二 十 九 年	一七、九七九、八四九	四、九八六、二六〇、〇〇〇
全 三 十 年	一九、五三八、一四六	五、六四一、九九三、〇〇〇
全 三 十 一 年	二二、〇七八、三六二	六、二七三、九四九、〇〇〇
全 三 十 二 年	一九、六二八、一三四	五、八九〇、六六六、〇〇〇

全	三十三	一九,三一七,九九四	五,七六〇,八八九,〇〇〇
全	三十四	二四,九九〇,六二一	七,三九二,八六九,〇〇〇
全	三十五	二七,二九〇,八三一	八,一六九,九六五,九三〇
全	三十六	二八,六二八,八六九	八,四七三,〇七二,〇〇〇
全	三十七	三三,二九〇,六三一	九,七六三,八六〇,〇〇〇
全	三十八	三七,七〇六,〇二五	一〇,三六〇,七六二,〇〇〇
全	三十九	三八,六一八,五一二	一〇,九一五,九〇五,〇〇〇
全	四十	三三,五七二,一〇〇	九,四四六,五三二,〇〇〇
全	四十一年	三三,八七二,九六四	九,四六八,六〇二,〇〇〇

附 錄 (二)

明治四十一年中輸出燐寸統計表 (神戸港)

仕向地	安		同		硫		黃		小		計
	函	金	函	金	函	金	函	金	函	金	
上 海	六,〇〇〇	九四,七六六	二四,八五五	四四,八六六	一〇,七一一	四九,三三〇	五二,六六六	一〇,三三〇	五二,六六六	一〇,三三〇	六,〇〇〇
兵 庫 縣	六,〇〇〇	九四,七六六	二四,八五五	四四,八六六	一〇,七一一	四九,三三〇	五二,六六六	一〇,三三〇	五二,六六六	一〇,三三〇	六,〇〇〇
大 阪 府	七	一一,三三三	三	一一,三三三	一〇一	一一,三三三	一一,三三三	一一,三三三	一一,三三三	一一,三三三	七
其 他 諸 縣	六,〇〇〇	九四,七六六	二四,八五五	四四,八六六	一〇,七一一	四九,三三〇	五二,六六六	一〇,三三〇	五二,六六六	一〇,三三〇	六,〇〇〇
計	六,〇〇〇	九四,七六六	二四,八五五	四四,八六六	一〇,七一一	四九,三三〇	五二,六六六	一〇,三三〇	五二,六六六	一〇,三三〇	六,〇〇〇
天 津	三〇	三三〇									三〇
兵 庫 縣	三〇	三三〇									三〇
大 阪 府											
其 他 諸 縣	三〇	三三〇									三〇
計	三〇	三三〇									三〇
芝 罘											
兵 庫 縣											
大 阪 府											
其 他 諸 縣											
計											
粟 子											
兵 庫 縣											
大 阪 府											
其 他 諸 縣											
計											
牛 兵 庫 縣											

イ 兵庫縣	ルカテ		ンポリチ		ベナポ		カブレ		シ 計
	計	其他諸縣 大阪府 兵庫縣	計	其他諸縣 大阪府 兵庫縣	計	其他諸縣 大阪府 兵庫縣	計	其他諸縣 大阪府 兵庫縣	
					〇	〇			
					一五	一五			
	二〇〇	二〇〇	二〇	二〇			三	三	六、六九九
	三、三三七	三、三三七	一〇	一〇			三三	三三	一三、五〇四
			一五	一五					
			三三	三三					
	二〇〇	二〇〇	二七	二七	一〇	一〇	三	三	六、六九九
	三、三三七	三、三三七	五六三	五六三	一五	一五	三三	三三	一三、五〇四

ラマサ 其他諸縣 大阪府 兵庫縣	ムールブ		ドイサトーホ		ズエス		ーサツカ	
	計	其他諸縣 大阪府 兵庫縣	計	其他諸縣 大阪府 兵庫縣	計	其他諸縣 大阪府 兵庫縣	計	其他諸縣 大阪府 兵庫縣
			一〇	一〇				
			一六	一六				
六、四〇四 二九五	八	八	五	五	九	九	八	八
二六、一八七 五、三三七	一四〇	一四〇	八九	八九	一、七七七	一、七七七	一四〇	一四〇
六、四〇四 二九五	八	八	六	六	九	九	八	八
二六、一八七 五、三三七	一四〇	一四〇	一〇五	一〇五	一、七七七	一、七七七	一四〇	一四〇